

令和2年第3回京丹波町議会定例会（第1号）

令和2年 8月31日（月）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和2年8月31日

26日間

至 令和2年9月25日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 6 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 7 議案第67号 京丹波町ロケーション施設の設置及び管理に関する条例の制定について

第 8 議案第68号 京丹波町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第69号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第70号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第71号 京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第72号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第73号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）

第14 議案第74号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第15 議案第75号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

第16 議案第76号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第17 議案第77号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）

第18 議案第78号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）

第19 議案第79号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）

- 第20 認定第 1号 令和元年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第 2号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第 3号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第 4号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第 5号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第 6号 令和元年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 認定第 7号 令和元年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 認定第 8号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第28 認定第 9号 令和元年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第29 認定第10号 令和元年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第30 認定第11号 令和元年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第31 認定第12号 令和元年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第32 認定第13号 令和元年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第33 認定第14号 令和元年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第34 認定第15号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について
- 第35 認定第16号 令和元年度京丹波町水道事業会計決算の認定について
- 第36 報告第 3号 健全化判断比率について
- 第37 報告第 4号 資金不足比率について

- 第 3 8 報告第 5 号 株式会社丹波情報センターに関する経営状況について
- 第 3 9 報告第 6 号 公益財団法人京都府立丹波自然運動公園協力会に関する経営状況
について
- 第 4 0 報告第 7 号 一般財団法人京丹波農業公社に関する経営状況について
- 第 4 1 報告第 8 号 一般財団法人和知ふるさと振興センターに関する経営状況につい
て
- 第 4 2 報告第 9 号 グリーンランドみずほ株式会社に関する経営状況について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 岩 田 恵 一 君
- 2 番 野 口 正 利 君
- 3 番 谷 口 勝 巳 君
- 4 番 隅 山 卓 夫 君
- 5 番 村 山 良 夫 君
- 6 番 坂 本 美智代 君
- 7 番 鈴 木 利 明 君
- 8 番 西 山 芳 明 君
- 9 番 北 尾 潤 君
- 1 0 番 山 下 靖 夫 君
- 1 1 番 東 まさ子 君
- 1 2 番 山 田 均 君
- 1 3 番 谷 山 眞智子 君
- 1 4 番 篠 塚 信太郎 君
- 1 5 番 森 田 幸 子 君
- 1 6 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（16名）

| | | | | |
|---------|----|----|----|---|
| 町 | 長 | 太田 | 昇 | 君 |
| 副町 | 長 | 谷 | 俊明 | 君 |
| 参事 | | 中尾 | 達也 | 君 |
| 参事 | | 山森 | 英二 | 君 |
| 企画財政課 | 長 | 松山 | 征義 | 君 |
| 総務課 | 長 | 長澤 | 誠 | 君 |
| 税務課 | 長 | 豊嶋 | 浩史 | 君 |
| 住民課 | 長 | 久木 | 寿一 | 君 |
| 保健福祉課 | 長 | 岡本 | 明美 | 君 |
| こども未来課 | 長 | 木南 | 哲也 | 君 |
| 医療政策課 | 長 | 中川 | 豊 | 君 |
| にぎわい創生課 | 長 | 栗林 | 英治 | 君 |
| 上下水道課 | 長 | 山内 | 善博 | 君 |
| 会計管理者 | | 十倉 | 隆英 | 君 |
| 教育 | 長 | 樹山 | 静雄 | 君 |
| 教育 | 次長 | 堂本 | 光浩 | 君 |

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（2名）

| | | | |
|-------|---|----|----|
| 議会事務局 | 長 | 藤田 | 正則 |
| 書 | 記 | 山口 | 知哉 |

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密（密集、密接、密閉）をできる限り避けるために、感染防止及び予防の関係で、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれましてもマスクを着用としております。

また、議場内の換気を行うため、カーテンの一部を開け、窓を常に開けた状態にしております。ほかにも、会議の休憩をできるだけ小まめに取り、休憩中に議場内全体の空気換気をさせていただきます。感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

今回より、感染防止用としてさらに対応するために、ポイント位置にアクリル板のシールドを立てていますのでご理解ください。

また、傍聴席におきましても、傍聴席を1席ずつ離して、距離空間を取った配置にしております。皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、今回の議事運営につきましても、こうした状況の中で、3密の状況を少しでも回避するために、議員の皆様並びに執行部の皆様におかれましては、今回の議案に対して、簡潔明瞭な説明及び質疑応答をいただき、スムーズな会議の進行に努めていただきますよう、いま一度、皆様方にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、執行部の出席者についても、密を避けるために調整をいただいております。

なお、本日、隅山卓夫議員より急用が発生のため、遅参の旨連絡を受け付けております。ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第3回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、今会期中の署名議員は、13番議員・谷山眞智子君、14番議員・篠塚信太郎君を指名します。

なお、ご両君に差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの26日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの26日間と決しました。

会期中の予定につきましては、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長(梅原好範君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、諮問第3号のほか30件です。

提案説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。

8月26日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

また、同日に全員協議会が開催され、議会運営委員会等の報告が行われました。

8月18日に総務文教常任委員会と産業建設常任委員会が開催されました。

8月19日に福祉厚生常任委員会が開催され、それぞれ所管の調査研究を実施していただきました。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付いたしております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

本日の本会議終了後、議会広報常任委員会を開催しますので、委員の皆様には大変ご苦勞さまですが、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長(梅原好範君) 日程第4、行政報告を行います。

太田町長。

○町長(太田 昇君) 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和2年第3回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

今もなお、感染の広がりを見せております新型コロナウイルス感染症につきましては、収束する気配はなく、長期化しており、依然として先行きが見えない状況にあります。

これまでの間、町民の皆様、また事業者の方々には、不要不急の外出自粛、3密の回避、小まめな手洗い、うがい、マスクの着用など、「新しい生活様式」の実践についてお願いしてきたところであります。今後におきましても、引き続き、皆様の尊い生命や健康、ご家族や大切な方を守るため、さらなるご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

そのような中、本町の恒例行事であり、秋の一大イベントとして定着しております「京丹波・食の祭典」をはじめ、多くの行事を今年は中止するという決断をさせていただいたところであります。

また、各地域で開催されます様々な行事や夏のイベント等にも影響が及んでおり、町民の皆様にとりましても、物足りなさを感じておられることと思います。

このような状況下におきまして、不安や閉塞感を感じる中、以前のような普通の生活がままならない日々が続いていることとは存じますが、今は、新型コロナウイルスと共存、共生し、うまく付き合い、工夫しながら、この局面を共に乗り越えていかなければならないと考えております。

また、新型コロナウイルス感染者に対する差別的な事象も発生しております。新型コロナウイルスは、誰もが感染する恐れがあります。感染者が責められるのではなく、励まし、温かく接し、感染者が治療に専念できる、温かみのある社会でなければならないと考えます。

今後とも、皆様方のご理解とご協力を重ねてよろしくお願いいたします。

さて、今年も、台風や急激な豪雨が発生しやすい季節がまいりました。

一昨年7月の豪雨によりまして、避難生活を余儀なくされていた方々におかれましては、京都府事業としてお世話になりました治山事業の完了に伴い、近々、ご自宅へお戻りいただく運びとなりました。

現在、本町では、安心して暮らしていただけるよう、下流部分におけます水路整備の今年度完成を目指して取り組んでおります。

近年、特にこの時期は、自然災害にいつ見舞われてもおかしくない状況にあります。

町民の皆様におかれましては、事前に避難施設の場所の確認や、避難所での密を回避するために親戚や友人宅等への避難も考えていただくなど、いち早く行動に移せるよう日頃から準備をしていただくとともに、早めの避難を心がけていただきますよう、よろしくお願いい

たします。

また、今年、各避難施設におきまして、新型コロナウイルス感染防止に対応するための備品等を順次調達するなど、改善を図っているところであります。

避難の際には、これまでの避難準備に加え、体温測定など、各自の健康チェックについても、どうかよろしく願いいたします。

次に、京丹波町特別定額給付金につきましては、今月17日をもちまして申請の受付を終了いたしました。最終の給付率につきましては、世帯数にして99.7%、人数にして99.9%でありました。

次に、令和2年度町政懇談会「タウンミーティング」につきましては、今年、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ケーブルテレビにより2部構成となる特別番組を放映する方法をとり、7月25日から8月21日までの間におきまして実施させていただきました。

第1部では、「健康の里づくりへ向けた予算と主要事業」、第2部では、「京丹波町ケーブルテレビ事業の民営化への移行について」と題し、いずれも1日6回の放映を実施したところであります。

また、アンケート調査により町民の皆様から賜った貴重なご意見等につきましては、9月12日からの番組を通じてお答えする予定としておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

次に、いよいよ10月には、道の駅「京丹波 味夢の里」に隣接するホテル、「フェアフィールド・バイ・マリオット・京都京丹波」が開業いたします。

地域商社などを通じて「丹波」ブランドを活用した「農」と「食」のまちづくりを一層進めていく上で、「交流人口」の拡大や観光振興に向けた取組も重要となります。

コロナ禍にあって、厳しい状況にありますが、地域の活性化につながることを心から期待するものであります。

さて、今期定例会では、令和元年度決算を上程させていただくこととなりました。新庁舎整備事業や認定こども園整備事業をはじめ、移住・定住対策、地域医療の推進、高齢者等安心安全対策、子育て支援、農林業の振興、商業・観光振興など、「助け合いと活力ある健康の里づくり」に向けた5本の柱に沿って、安全で豊かに過ごせるまちづくりを円滑に推進することができました。これもひとえに、議員各位並びに町民の皆様の深いご理解とご協力によるものと深く感謝申し上げます。

次に、本年度の主要事業の執行状況について、ご報告を申し上げます。

「新庁舎整備事業」であります。おおむね基礎工事が完了し、腰壁及び地上躯体工事に

着手しているところであり、工程どおり順調に進捗しております。今後は、町から支給する木材により木軸建方工事に取りかかる予定であり、柱や梁など、ある程度の形が形成されてきた段階で、現場見学会等を通じて町民の皆様にも新庁舎のすばらしさを共有していただければと考えております。

次に、「認定こども園整備事業」につきましては、既存園舎の一部解体工事が完了し、現在、新園舎の基礎工事に着手しており、順調に進捗しております。

今後とも、安全な園生活に最大限配慮し、地域とともに園児の健やかな育ちと成長が促せる、豊かな自然を生かした温かみのある園舎整備を目指します。

次に、「移住・定住対策」についてであります。本事業は、昨年度から、にぎわい創生課に「移住定住促進係」を設置し、重点的に取り組んでおります。

本年度の取組としましては、京都府との連携のもと「京の田舎ぐらしナビゲーター情報共有会議」を開催するとともに、町内の振興会組織に対して、移住希望者に地域情報を広く提供するための資料作成に向けた支援を行っているところであります。

また、空き家情報バンクに関しましては、現時点で7件の成約を見込んでおり、昨年度実績を上回る状況にあります。

次に、「ふるさと応援寄附金事業」につきましては、返礼品を145品に充実させるとともに、寄附金受付サイトにつきましても、4つのサイトに増設したこともあり、7月末時点での寄附金額は920万円余りとなり、対前年度同期約790万円の増額となったところであります。

今後とも、観光協会とも連携を図りながら、一層充実した取組を展開してまいりたいと考えております。

次に、消防防災体制の強化として、「自主防災組織育成事業」に取り組んでおります。各行政区における自主防災組織の結成及び育成と、地域防災の基盤強化を推進するため、補助対象となる資材内容も拡充させ、避難所機能の強化を図っております。

なお、現在、新たに自主防災組織の設立に向けて準備が進められている地域もあると聞いており、大変心強く感じているところであります。

次に、町内の小中学校におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月3日から約3か月にわたる臨時休業への対応として、夏季休業期間が短縮されました。児童、生徒たちは、8月18日から、いつもより早い2学期を迎え、校庭には子どもたちの笑い声や元気に運動する姿が戻ってまいりました。今後におきましても、子どもたちの学びの保障と安心安全な学校生活を守るため、教育委員会等、関係機関とも連携を図り、引き続き感染

予防の徹底に努めてまいります。

このたび、京丹波町介護療養型老人保健施設におきまして、施設基準の適用誤りが確認されました。これにより、介護報酬並びに施設利用料に還付が生じることとなりました。各保険者様並びに利用者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたことに、心から深くおわびを申し上げます。

必要となる予算額につきましては、今期定例会におきまして、補正予算を計上しておりますので、後ほど説明させていただきます。

今後は、施設運営の知識、理解を習得するための研修を深め、情報共有を行うとともに、管理体制を整え、適正な施設運営を図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告とします。

○議長（梅原好範君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

《日程第5、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について～日程第35、認定第16号 令和元年度京丹波町水道事業会計決算の認定について》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

ただいまから上程となります日程第5、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第35、認定第16号 令和元年度京丹波町水道事業会計決算の認定についてまでの議案につきましては、本日は、提案理由のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

これより、日程第5、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第35、認定第16号 令和元年度京丹波町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

和久田正八委員の任期が、令和2年12月末をもって満了となります。和久田氏は、4期

12年という長きにわたりご活躍いただいておりますが、今回を区切りとして退任の意思が固く、これを尊重させていただくことといたしました。

後任に、谷口 誠氏を推薦することについて、議会のご意見を伺うものであります。谷口氏は、町職員として長く行政に携われ、人格識見ともに高く、職務を適切に務めていただけるものと思っております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

令和2年12月末をもって任期満了となります林 啓治委員を再推薦したいので、議会のご意見をお聞きするものであります。現在、林氏は、京丹波町の人権擁護委員の代表として人権啓発や人権相談など、積極的に活動いただいているところであり、引き続き職務を遂行していただけるものと思っております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第67号 京丹波町ロケーション施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、ロケーション撮影等を通じて、映像文化の推進及び地域のにぎわいを創出することを目的に、ロケーション施設の設置及び管理について定めるもの。

議案第68号 京丹波町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特殊勤務手当のうち、防疫作業手当について、国の取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に係る特別措置を講ずるもの。

議案第69号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る税額控除及び特例について所要の改正を行うもので、寄附金税額控除及び住宅ローン控除について措置するもの。

議案第70号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定では、子ども・子育て支援法等の改正に伴い、語句等の所要の改正を行うもの。

議案第71号 京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国が定める基準の見直しに合わせ、将来的に家庭的保育事業等の事業認可を行うことを見据えて、現条例の基準を緩和するため所要の改正を行うもの。

議案第72号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法等の改正に伴い、利用者負担額の徴収対象者の変更、副食費に係る負担及び免除について改正するとともに、語句の整理など所要の改正を行うものです。

議案第73号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）につきましては、補正前

の額140億3,410万円に、今回4億460万円を追加し、補正後の額を144億3,870万円とすることをお願いしております。令和元年度繰越金及び本年度の普通交付税等の確定を受けてこれらを反映した編成を行うものであり、特に、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、先の臨時会において議決いただきました第3号補正予算に引き続き、地方創生臨時交付金をはじめ、国や府の各種補助事業の有効活用を図りつつ、本町において必要となります事業を中心に編成いたしております。

歳出の主な事業では、まず、総務費では、寄附金の収入実績を踏まえ、ふるさと応援寄附金事業に4,560万円を追加するとともに、前年度繰越金の確定による財政調整基金への積立てに1億円を計上しました。

移住促進事業では、申請件数の増加により380万円を追加しました。

新型コロナウイルス感染症対策として、新たに町内の公共交通機関及び関連事業者に対し、必要な感染症予防対策に係る費用について支援を行うため、交通対策費における各事業に全体で401万1,000円を計上し、また新しい生活様式に対応できる集会所等の環境整備の促進を支援するため、1区50万円を上限に補助を行う集会所等新型コロナウイルス対策支援事業に4,700万円をそれぞれ計上しました。

民生費では、町内の福祉施設等における介護に従事する人材の確保を図る福祉人材確保対策事業に66万1,000円、障害者自立支援事業に1,490万1,000円を計上しました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、新たに町の独自施策として、感染症の影響を受けている子育て世帯への生活を支援するため、ゼロ歳から中学3年生までの児童生徒の保護者に対し、対象児童生徒一人につき1万円の給付金を支給する、京丹波町子育て世帯特別給付金支給事業に1,227万6,000円を計上するとともに、同じく感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯への生活を支援するため、児童扶養手当の受給者を対象に、一世帯5万円の給付金を支給する、京丹波町ひとり親世帯特別給付金支給事業に432万5,000円を計上しました。

また、町内3保育所における感染症予防対策に必要な物品等の配備を図るため、子育て支援一般経費に237万5,000円を計上しました。

農林水産業費では、森林環境譲与税基金への積立ての追加を行うため、林業総務一般経費に1,365万8,000円を、また、災害に強い森づくり事業では、本年度実施に向けて京都府に要望を行っていた猪鼻地区における治山事業が、本年度は見送られたことから3,500万円を減額するものです。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、スマート農業の普及による省人化支援として、ハイブリットラジコン草刈機1台の導入を図るため、農業技術者会議活動強化事業に233万円を計上するとともに、間伐材流通支援事業には300万円を計上し、新型コロナウイルス感染症の影響により木材価格が下落している状況を鑑み、新たに事業を創設するものでございます。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策として、企業誘致対策事業に3,130万円を計上するものであります。内容は、「新たな働き方」の推進による新事業創出を図るため、新たにサテライトオフィスを設置し、新たな仕事づくりや移住者の受入れ促進の推進を目指すものであります。また、新たに新型コロナウイルス対策小規模事業者等支援事業に2,000万円を計上するものです。

新型コロナウイルスと共存した営業活動を継続するため、町内の中小企業及び小規模事業者が措置する必要な感染予防対策に対して支援を行うものであります。

観光分野におきましても、外出自粛や休業要請により落ち込んだ観光事業及び関連する各種施設等に対して必要な支援を行うため、新たに新型コロナウイルス対策観光振興事業に7,060万6,000円を計上し、一層の観光施策の推進を図るものであります。

土木費では、道路新設改良事業について2,200万円を減額するものであります。本年度における国庫支出金の確定に伴い必要な精査を行うものであります。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策として、国や府の補助事業を活用し、町内の学童保育施設及び幼稚園における感染症予防対策に必要な物品等の配備を図るため、学童保育事業に70万1,000円、幼稚園教育支援体制整備事業に6万2,000円を計上しました。

また、社会教育事務費に86万1,000円を計上し、各種イベント等での感染拡大防止のため、試行的に、サーモグラフィーカメラの導入を図ることとしております。

次に、図書館活動事業に1,301万6,000円を計上しております。町内図書室全蔵書のデータベース化と図書管理システムのWeb公開導入に取り組み、「新しい生活様式」に即した一体的な図書室として、読書環境の充実強化を図るものであります。

同じく、瑞穂公民館管理運営事業に730万7,000円の計上をお願いするものであります。社会教育事業や各種団体など多くの皆様に利用され、また、災害時における指定避難所としての役割を担う質美振興センターの床改修を行い、利用者の安全確保を図るものであります。

歳入につきましては、本年度地方特例交付金の確定により828万5,000円を計上し、

同じく普通交付税につきましても確定により1億6,467万2,000円を計上しました。

国庫支出金では、総額2億1,751万4,000円を計上しております。

内訳としまして、総務費国庫補助金では、地方創生臨時交付金2億1,292万7,000円を含め、2億2,308万8,000円を計上しております。

また、土木費国庫補助金では、本年度社会資本整備総合交付金の確定により1,601万4,000円を減額するものであります。

府支出金では、総額1,646万円を減額しております。

内訳としまして、民生費の児童福祉費補助金では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として155万8,000円を計上し、また、府委託金では、農林水産業費府委託金の災害に強い森づくり事業委託金につきまして、3,500万円を減額するものであります。

また、寄附金では、ふるさと応援寄附金に3,000万円を計上させていただきました。

繰入金では、財政調整基金繰入金につきまして、繰越金、普通交付税など財源調整により1億4,906万7,000円を減額しております。

また、繰越金では、前年度繰越金につきまして1億4,936万8,000円を計上したところであります。

地方債では、530万円を減額しております。

土木債では、本年度事業の精査等によりまして390万円の減額となり、臨時財政対策債につきましても、本年度発行可能額の確定により140万円の減額を行うものであります。

以上が歳入補正の主な内容となります。その他補助金等の歳入につきましては、それぞれ関連する特定財源の精査を行い編成したものであります。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

議案第74号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)では、補正前の額17億9,750万円に170万円を追加し、補正後の額を17億9,920万円とすることをお願いしております。新型コロナウイルス感染症の影響による集団健診の変更に伴う個別健診経費について計上しております。

議案第75号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)では、事業勘定において、補正前の額21億4,870万円に対し、1,164万9,000円を追加し、補正後の額を21億6,034万9,000円とすることをお願いしております。前年度介護給付費負担金等の確定等について計上しております。

また、老人保健施設サービス勘定においては、補正前の額1億4,850万円に868万

7,000円を追加し、補正後の額を1億5,718万7,000円とすることをお願いしております。施設基準の適用誤りに伴うサービス収入の減額及び施設利用料還付金の増額、人件費等の精査による増額を行うものであります。

議案第76号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額9億9,120万円に56万4,000円を追加し、補正後の額を9億9,176万4,000円とすることをお願いしております。施設整備費の精査及び施設管理費における設備等修繕費の増額を行うものであります。

議案第77号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額1億3,833万9,000円から1,021万2,000円を減額し、補正後の額を1億2,812万7,000円とすることをお願いしております。新型コロナウイルス感染症対策による町営バスの消毒抗菌対策の実施及びバス購入費の減額を行うものであります。

議案第78号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）では、京丹波町病院における収益的収入について補正前の額10億4,100万円に1,127万円を追加し、補正後の額を10億5,227万円とし、また、収益的支出については、補正前の額10億4,517万6,000円に1,127万円を追加し、補正後の額を10億5,644万6,000円とすることをお願いしております。それぞれ京丹波町病院での新型コロナウイルス唾液PCR検査実施に伴う医科収益の増額及び、費用として人件費及び抗体検査に係る経費の増額をお願いするものであります。

議案第79号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）では、収益的収入においては、補正前の額11億7,560万円に1,890万円を追加し、補正後の額を11億9,450万円とし、また、収益的支出については、補正前の額11億6,980万円に1,970万円を追加し、補正後の額を11億8,950万円とすることをお願いしております。収益的収入については他会計負担金の精査によるものであり、収益的支出については移設管理費等について精査したものであります。

また、資本的収入については、補正前の額5億2,002万4,000円から4,687万5,000円を減額し、補正後の額を4億7,314万9,000円とし、資本的支出につきましては、補正前の額8億7,896万2,000円から3,815万円を減額し、補正後の額を8億4,081万2,000円とするものであります。

資本的収入につきましては、起債協議による企業債等の減額補正をはじめ、委託工事収益の減額等によるものであり、資本的支出につきましては、下山藤ヶ瀬橋水道管移設工事の取

りやめに伴う減額補正を行うものであります。

続きまして、令和元年度決算認定議案につきまして、概略を説明申し上げます。

令和元年度に取り組みました主要事業であります。まず、新庁舎整備につきましては、引き続き木材調達の実施をはじめ、雨水貯留槽整備工事の実施、また新庁舎建設工事の契約締結など円滑な事業推進に向けた取組を進めてまいったところであります。

また、認定こども園の整備につきましても、計画に沿った事業の円滑な推進に対する取組を図り、元年度は実施設計業務をはじめ、新園舎建設に必要な木材調達などの必要な事業について、鋭意取組を進めてまいったところであります。

園児の健やかな育ちと成長が促せる施設、また、本町の特色を生かした施設整備に向け事業推進を引き続き着実に図ってまいります。

その他、令和元年度に予定しておりました事業は、完成、あるいは着実な進展が図られています。

このことは、ひとえに議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力に改めて深く感謝を申し上げます。

次に、会計別決算収支の状況についてであります。一般会計の決算額は、歳入117億2,756万3,436円、歳出114億9,655万8,856円、うち翌年度への繰越財源3,163万6,000円を差し引いた実質収支では、1億9,936万8,580円の黒字決算となっております。

なお、一般会計における平成30年度の黒字となった実質収支額5,912万1,761円を差し引いた単年度収支は、1億4,024万6,819円の黒字、これに財政調整基金積立額と繰上償還金を加え、積立金取崩額を控除した実質単年度収支は、6億7,287万9,354円の黒字となりました。

次に、歳出の目的別の状況であります。以下、万円単位にまとめてご報告申し上げます。

まず、議会費は9,668万円で0.1%の減、総務費は16億2,729万円で前年度比21.5%の増、民生費は23億295万円で前年度比0.1%の減、衛生費は15億672万円で前年度比3.8%の減、労働費は8万円で13.4%の増、農林水産業費は12億3,928万円で前年度比23.9%の減、商工費は1億8,794万円で前年度比18%の減、土木費は7億8,538万円で前年度比6.1%の減、消防費は3億7,217万円で前年度比7.2%の減、教育費8億5,566万円で前年度比4.5%の増、災害復旧費は5億3,566万円で前年度比46.1%の増、公債費は19億8,676万円で前年度比39.0%の増となっております。

次に、普通会計を基にした財政構造面について申し上げます。

町税は、前年度に比べ590万円増の17億2,681万円となりました。個人住民税及び固定資産税の増加が主な要因であります。

徴収率につきましては、現年度は99.2%で前年度と同率、滞納繰越分は平成30年度における大口滞納者からの徴収による反動減として、16.6%と20.3ポイントの減少となりました。

今後とも税負担の公平を確保するため、京都地方税機構との連携はもとより、細やかな納税相談の実施などに一層の努力を重ねてまいります。

一方、令和元年度におきましても、滞納処分等の取組を行いながら、町税360万円、国保税597万円を不納欠損処分させていただきました。前年度と比べ町税におきましては135万円の減となったところであります。

貴重な自主財源が徴収に至らなかったことは誠に申し訳なく思いますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

譲与税・交付金関係では、主に森林環境譲与税の創設や地方特例交付金等の増加により、前年度と比較して2,113万円増額の4億9,762万円、普通交付税では、基準財政需要額において個別算定経費の増、また錯誤額の発生により全体として大幅に増加し、3億5,731万円増の46億5,428万円となり、また特別交付税は4,476万円減の5億5,509万円となっております。

次に、歳出におきまして、支出を拘束する義務的経費では、人件費で6,226万円の減、扶助費では1,207万円の増額、公債費では、繰上償還分5億181万円を含め5億5,838万円の増額となり、義務的経費全体で5億819万円増の45億7,297万円の決算であります。

投資的経費では、新庁舎整備事業及びグリーンランドみずほホッケー場改修事業、また、平成30年7月豪雨等に伴う林道をはじめとする各種災害復旧事業の実施等によりまして、全体で2,576万円の増額となり、全体で19億7,326万円の決算となりました。

このような決算状況の中、財政構造の指標となります経常収支比率は、前年度比3.1ポイント減の89.4%となり、あわせて実質公債費比率につきましては、令和元年度の単年度比率では対前年度比1.4%減少したものの、比率基準となります3か年平均では、平成30年度の単年度比率の影響を受け、前年度比1.0ポイント増の17.8%となりました。

経常収支比率の減少要因につきましては、分子である歳出経常一般財源では、人件費については減額となりましたが、扶助費や補助費等や繰出金及び公債費の増額により全体で増加

しました。

また、分母である歳入経常一般財源は、普通交付税において合併算定替の段階的な特例措置の縮減の影響を受けたものの、個別算定経費や錯誤措置等により全体額は増加したことにより、比率が減少したところであります。

なお、これら指標の算定に大きなウエートを占める普通交付税につきましては、令和3年度から合併特例措置が終了し、一本算定による交付となりますことから、引き続き、財政の健全化対策に努めてまいります。

次に、特別会計の決算状況であります。国保京丹波町病院事業会計及び水道事業会計を除く13特別会計の歳入総額は54億2,892万円、歳出総額は53億9,595万円で、翌年度繰越財源を除いた実質収支は3,297万円であります。

国保京丹波町病院事業会計につきましては、消費税を除いた収益的収支のうち、経常収益は9億2,663万円、経常費用は9億8,921万円で、差引き6,258万円の当年度純損失となり、当年度未処理欠損金は3億5,745万円となりました。

今後とも一層の経営改善に努め、繰越欠損金の縮小を目指してまいります。

なお、資本的収支では、収入総額3,239万円に対し、支出総額は6,004万円となり、収支差額2,765万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

水道事業会計につきましては、消費税を除いた収益的収支のうち、経常収益は12億131万円、経常費用は11億8,062万円で、差引き2,069万円が当年度純利益となり、前年度未処分利益剰余金4,180万円を加えた6,249万円を当年度未処分利益剰余金として計上することとなりました。

なお、資本的収支では、収入総額3億3,338万円に対し、支出総額は7億6,538万円となり、収支差額の4億3,200万円は、消費税資本的収支調整額190万円、過年度分損益勘定留保資金1億7,352万円及び当年度分損益勘定留保資金2億5,657万円で補填したところであります。

以上、申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。提案させていただきました議案は、諮問及び認定案件も含め38件であります。細部につきましては、会計管理者または所管する課長から説明させますので、何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

説明は、日程順にお願いいたします。

久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 諮問第3号及び第4号 人権擁護委員候補者の推薦についての補足説明を申し上げます。

まず、諮問第3号でございます。

平成21年1月1日から4期12年の長きにわたり人権擁護委員として活躍いただいております和久田正八さんが今年の12月31日をもって任期満了となられることから、新たに谷口 誠さんを人権擁護委員候補者として推進したく、議会の意見を求めるものでございます。谷口さんの主な経歴につきましては、添付資料でご確認ください。

次に、諮問第4号でございます。

今回、諮問いたします林 啓治さんは、添付資料のとおり平成30年1月から人権擁護委員として活躍いただいております。今年の12月31日をもって1期3年の任期が満了となりますが、引き続き人権擁護委員として推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。

以上、補足説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） それでは、議案第67号 京丹波町ロケーション施設の設置及び管理に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

京丹波町ロケーション施設につきましては、鳥インフルエンザ発生以降、京都府や国の支援、そして地元のご協力の下、解体工事やロケスタジオ建築工事が完成し最終の給水管布設工事が完了することから、施設の供用に当たり条例を制定するものでございます。

それでは、議案書に添付をしております条例案並びに追加資料をご覧ください。

まず、条例第1条でございますけれども、本施設の目的として、ロケーションを通じて映像文化の推進及び地域のにぎわいを創出するため、京丹波町ロケーション施設を設置するものでございます。

第2条に名称及び位置でございますが、京丹波オープンセット広場として、安井寺西22番地1など7筆を、また、京丹波ロケスタジオとして、安井寺西22番地4に建築した施設としているところでございます。

なお、施設の詳細につきましては、追加資料2枚目でご確認をお願いいたします。

条例第3条、4条、5条につきましては、施設の管理、使用の承認を明記し、第6条で使用料を定めております。

使用料別表をご覧ください。使用料は、オープンセット広場を日額6,600円とし、ロケスタジオにつきましては、部分的な使用にも対応できるよう額を定めているところでござ

います。

また、第6条第2項に町長が必要と認めるときは使用料の減額・免除ができることとし、第8条では、施設の運営及び維持管理を委託することができることとしております。

なお、この条例の施行日は、令和2年11月1日からと考えているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議案第68号 京丹波町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、京丹波町病院において、医師の判断により新型コロナウイルスの遺伝子を検出する、いわゆる唾液によるPCR検査が可能となったことに伴い、検体の採取など直接作業に従事した者に対し、一日につき3,000円もしくは4,000円の手当てを支給するというものであります。

以上、議案第68号におけます補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 議案第69号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日を公布日とする必要のある改正につきましては、専決処分の措置により第2回定例会において、令和2年条例第25号でご承認をいただいたところでございます。

今回は、それ以外の施行期日を令和3年1月1日とする部分についてご提案をさせていただくものでございます。

まず、地方税法改正の概要につきましてご説明申し上げます。

令和2年4月30日に公布された改正地方税法は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税義務者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人住民税等に係る特例措置等が講じられたところでございます。

今回の町税条例の改正につきましては、この地方税法において改正された内容に基づき、必要な整理をお願いするものであります。

それでは、町税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。

最初に、新旧対照表 1 ページからご覧ください。

まず、1 ページ上段、附則第 10 条につきましては、第 2 回定例会において、固定資産税の課税標準について新型コロナウイルス感染症等に係る影響を受け、前年と比べ 30% 以上減収となった中小企業者等の家屋及び償却資産に対しては令和 3 年度に限り、また影響を受けるにもかかわらず令和 3 年 3 月 31 日までの期間内に認定先端設備等導入計画に従って取得した事業用に供する家屋及び構築物に対して特例措置を行う条例改正をご承認いただきましたが、この法律改正に伴い施行期日に合わせ適用条項のずれの整理を行うものであります。

続いて同ページ、附則第 10 条の 2 につきましても、第 2 回定例会において、固定資産税の課税標準について新型コロナウイルス感染症等の影響を受けるにもかかわらず令和 3 年 3 月 31 日までの期間内に認定先端設備等導入計画に従い取得した先端設備等に該当する家屋及び構築物に対して特例措置を行う条例改正をご承認いただきましたが、この法改正に伴い施行期日に合わせ適用条項のずれの整理を行うものであります。

続いて同ページ、最終行から 2 ページ上段、附則第 24 条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例につきましては、個人住民税における寄附金控除について、新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策として政府の自粛要請を踏まえて、文化・芸術・スポーツに係る一定のイベント等が中止されたことで、イベント等の主催者に対し、入場料の払戻し請求権を放棄した方が放棄した金額に基づき税申告をすることで控除できるとされた法改正に伴い、適用条項の新設を行うものであります。

最後に、2 ページ下段、附則第 25 条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきましては、個人住民税における住宅ローン控除に関し、新型コロナウイルス感染症の影響で工事等が遅延し、控除適用要件である令和 2 年 12 月 31 日までの住宅への入居ができなかった場合でも、令和 3 年 12 月 31 日までに入居することにより、特例制度である 13 年間の住宅ローン控除の適用を 1 年延長できるとされた法改正に伴い、条項の新設を行うものであります。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 議案第 70 号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、子ども・子育て支援法を含む関係法令等の改正が行われ、令和元年 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化の中で、幼稚園、保育所等の利用料の

無償化のほかにファミリー・サポート・センターや一時預かりの利用料についても無償化の対象とする子育てのための施設等利用給付が新設されました。従来の子どものための教育・保育給付の認定と新設された子育てのための施設等利用給付の認定とを区別するため、支給認定の語を含む略称の変更がなされたことなどに伴う所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご確認いただきます。

第3条第2項中、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に改めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、補足説明をさせていただきます。

続きまして、議案第71号 京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

京丹波町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める基準に従い、または参酌して条例を定めることとされております。

家庭的保育事業とは、平成22年から児童福祉法の保育事業の一つとして位置付けられた事業で、家庭的保育者の自宅や安全に配慮された保育室などで満3歳未満の子どもの対象にした小規模の保育のことを言います。

現在、町内には、条例の対象となる家庭的保育事業者等はありませんが、国においては、待機児童の解消や保育の受皿の確保に向け随時基準を緩和する措置がとられているところであり、本条例につきましても、基準省令の改正に合わせ基準を緩和する改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

主な改正内容についてでございますが、第5条第5項につきましては、次に説明します第6条に第2項以降を追加することにより、次条第2号を次条第1項第2号に改めるものでございます。

また、第6条第1項につきましては、これも後で出てきます第16条第2項第4号を追加新設する案としておりまして、同号中に保育所、幼稚園、認定こども園に言及していることから、以下同じという文言を加えるものであります。

続きまして、第6条各項の追加につきましては、代替保育に係る連携施設確保の基準を緩和することについて規定をしております。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表の4ページですが、第16条第2項第4号の追加につきましては、食事に係る搬入施設の範囲を拡大し、基準を緩和することについて規定をしております。

5 ページ、第 23 条第 2 項第 2 号につきましては、児童福祉法の改正で同法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号が同項第 3 号に繰り上がったことに伴う改正、いわゆる条ずれによるものでございます。

第 28 条につきましては、小規模保育事業において、4 階以上の階に保育室を設ける場合の避難用の階段について、建築基準法施行令の改正に伴う所要の改正を行うものであります。

9 ページ、第 29 条第 3 項及び第 31 条第 3 項につきましては、保育士とみなすことができる職種に保健師または看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすこととし、基準を緩和することについて規定をしております。

第 37 条第 4 号につきましては、厚生労働省の子ども・子育て会議において協議された子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針において、保護者の疾病や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化すべきとされたことを受け、本条例も改正をするものでございます。

10 ページ、第 40 条につきましては、まず第 2 条における用語の定義によって満 3 歳未満保育認定子どもに改めるものであり、後半部分については、第 7 条第 2 項において児童福祉法第 24 条第 3 項についての定義があるため、記載を省略することと改めております。

第 43 条は、先ほど第 28 条で申し上げた内容と同じでございます、建築基準法施行令の改正に伴う所要の改正でございます。

13 ページ、第 44 条第 3 項、また、最終ページの第 47 条第 3 項につきましては、前のページでもご説明申し上げました保育士とみなすことができる職種に関する基準緩和の規定でございます。

1 枚戻っていただいて最後に、第 45 条第 2 項につきましては、満 3 歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業者について、連携施設確保の基準を緩和することについて規定をしております。

以上、誠に簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 72 号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

一部改正の概要としましては、これも昨年 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法を含む関係法令等の改正に伴う所要の改正を行うものであります。非常にボリュームのある改正内容であります、概要としましては大きく 2 つに分けられます。

9 枚めくっていただき、新旧対照表をお願いします。

大きく2つに分かれます1つ目ですけれども、議案第70号と同じく、本条例全体において、従来の子どものための教育・保育給付の認定とファミリー・サポート・センターや一時預かりの利用料についても無償化の対象となり、新設となった子育てのための施設等利用給付の認定とを区別するため、支給認定の語を含む略称の変更がなされたことなどから形式的な改正を行っております。

第2条の定義でもご確認いただきますが、条文中の支給認定を教育・保育給付認定に改めることや、条文中の支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に改めるなどがございます。

6ページにお進みください。第13条に規定する無償化に伴う利用者負担額について、利用者負担額の徴収対象を満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限定するというものや、また、これまで利用者負担額に含まれていた満3歳以上保育認定子どもの副食費を保護者の実費負担に改めるとともに低所得世帯、多子世帯の副食費の支払い免除についてを定めております。

なお、これら無償化に伴う条例改正については、市町村の準備期間を考慮し、改正法の施行後1年以内閣府令で定めた内容を条例で定めたものとみなす経過措置が設けられたため、本年9月議会において上程するもので、既に本町では運用をしている内容の整理となります。

続く条項につきましても、支給認定に係る文言の整理や無償化に伴う条例改正となりますが、21ページをお願いします。

大きく2つ目のポイントにつきましては、第42条に規定する特定教育・保育施設等との連携において、先ほどの議案第71号との整合を図るための改正となっており、家庭的保育事業等の運営基準の改正に合わせ、特定地域型保育事業者の連携施設の確保の特例を定めております。

なお、これ以降の条項についても支給認定という文言の形式的な改正、また無償化に伴う条例改正となります。

最後に、後ろから3ページ目の34ページですが、附則第3条から第5条については、施設型給付費などを規定しておりました経過措置について、現在本町には対象者はないため、基準府令に合わせ削除することとし整理をしております。

以上、誠に簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） それでは、議案第73号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明を申し上げます。

概要といたしましては、町長の提案理由説明にございましたとおり、前年度繰越金及び本年度の普通交付税の確定等に加えまして、新型コロナウイルス感染症対策に引き続き必要な施策を講じるとともに、その他行政運営に必要となる施策等を中心とした編成といたしております。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書により説明をさせていただきます。

初めに、6ページをご覧ください。第2表、地方債の補正でございます。

まず、合併特例事業債につきましては、1,000万円増額しております。土木債における道路改良事業債において、道路新設改良事業の年度交付金確定に伴う事業精査及び過疎対策事業債における本年度発行の配分枠の確定によりまして一部を合併特例事業債に振り替えることとしたことによる増額でございます。

また、河川改修事業債におきましては、新たな整備事業の施工に伴い増額をお願いするものであります。

次に、過疎対策事業債につきましては、1,040万円を減額するものでございます。合併特例事業債と同様の理由によるものでございます。

また、緊急防災・減災事業債におきましては、350万円の減額をお願いするものでございます。道路新設改良事業の年度交付金確定に伴う事業精査により減額をお願いするものでございます。

次に、臨時財政対策債につきましては、140万円を減額いたしております。令和2年度の発行額の確定を受け減額をお願いするものでございます。

以上、地方債合計で530万円の減額となりまして、補正後の発行額を26億90万円といたしております。うち交付税の算入でございますけれども、約72%の18億7,200万円余りが算入されることとなります。

次に、補正予算の主立った項目につきまして、ご説明をさせていただきます。

事項別明細書10ページをお願いいたします。

まず、歳出からでございますけれども、各費目を通じまして、人件費関係全般につきましては、4月の人事異動に伴う精査を行っております。

10ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費のふるさと応援寄附金事業では4,560万円を計上いたしております。本年度、寄附金の収入実績に基づきまして、さらなる増加を見込むことに合わせまして、増加に伴うふるさと産品の経費や基金への積立金など収入に応じて必要となります各種経費につきましてそれぞれ増額をお願いするも

のでございます。

次に、11ページから12ページにわたりますけれども、5目、財産管理費の財政調整基金積立事業では、地方財政法に基づく積立金として1億円を計上いたしております。

次に、12ページ、10目、交通対策費の町営バス運行事業特別会計繰出金に97万1,000円を、併せて交通対策一般事業に304万円の計上をお願いするものです。新型コロナウイルス感染症対策として地方創生臨時交付金を活用し、町営バス及び町内の公共交通機関並びに関連事業者に対して対策に必要な消毒及び抗菌費用について支援を行うものでございます。

同じく11目、地域振興事業費の移住促進事業では、380万円の追加をお願いするものでございます。本年度実施します移住促進住宅整備事業及び空き家流動化促進事業においてそれぞれ2件の追加申請に対応するものでございます。

また、集会所等新型コロナウイルス対策支援事業として4,700万円を計上いたしております。コロナ対策といたしまして、地方創生臨時交付金を活用し、新しい生活様式に対応できる集会所、集落公民館の環境整備に必要な物品等の配備に係る経費につきまして94区等を対象として1区当たり50万円を上限に補助を行うものでございます。

次に、13ページ、3項、1目、戸籍住民基本台帳費の戸籍電算システム事業に763万7,000円を計上いたしております。住民基本台帳法及び戸籍法の一部改正に対応するためのシステム構築についてお願いをするものでございます。

次に、14ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費の福祉人材確保対策事業では、社会福祉法人等介護人材確保支援事業助成金に66万1,000円を計上いたしております。補助金申請見込額から算出し、必要な額を計上いたしております。

次に、15ページ、3目、障害者福祉費の重度心身障害老人健康管理事業に489万円を、また、心身障害者医療事業に450万5,000円の計上をお願いするものでございます。医療費の推移に基づく精査によりましてそれぞれ追加をお願いするものでございます。

同じく、障害者自立支援事業に1,490万1,000円を計上いたしております。補装具給付扶助費及び自立支援給付費の増加に伴いまして追加をお願いするものでございます。

同じく、4目、老人福祉費の老人保健施設サービス勘定繰出事業では、特別会計の補正に伴い2,215万円の追加計上をお願いいたしております。

また、介護施設等整備事業に734万円を計上いたしております。社会福祉法人山彦会が行うショートステイ多床室の施設改修に対して介護施設等整備補助金を交付するものであります。

なお、財源につきましては、その全額につきまして京都府地域密着型サービス等整備助成事業補助金が充当されるものでございます。

次に、16ページ、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費の子育て支援一般経費に237万5,000円を計上いたしております。新型コロナウイルス感染症対策のため、国や府の補助事業を活用して、町内3保育所における予防対策に必要な物品等の確保を図るものであり、消毒液やマスクをはじめ、空気清浄機24台など必要な物品等の配備を図るものであります。

同じく、京丹波町子育て世帯特別給付金支給事業に1,227万6,000円の計上をお願いするものであります。新型コロナウイルス感染症対策としての地方創生臨時交付金を活用し、影響を受けている子育て世帯の生活への町独自の支援策として、ゼロ歳から中学3年生までの児童生徒の保護者を対象に対象児童生徒1人につき1万円を給付するものであり、対象児童を1,200人と見込み必要な給付費等について計上を行っております。

同じく、2目、母子父子福祉費の京丹波町ひとり親世帯特別給付金支給事業に432万5,000円を計上いたしております。新型コロナウイルス感染症対策として地方創生臨時交付金を活用し、影響を受けている低所得のひとり親世帯の生活に対する町独自の支援策として、児童扶養手当の受給者を対象に1世帯5万円を給付するものでありまして、対象世帯を86世帯と見込み給付費等の計上を行うものでございます。

次に、19ページ、6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費の農業技術者会議活動強化事業に233万円を計上いたしております。地方創生臨時交付金を活用し、スマート農業の普及による省人化対策の支援として、ハイブリットラジコン草刈機1台の導入を図り、町内での実証実験と啓発を図るものであります。

次に、20ページ、2項、林業費、1目、林業総務費の林業総務一般経費に1,365万8,000円を計上いたしております。森林環境譲与税を財源として、森林環境譲与税基金への積立てを行うものであります。

同じく、2目の林業振興費の災害に強い森づくり事業につきましては、3,500万円の減額をお願いするとともに、また、間伐材流通支援事業には300万円を計上いたしております。新型コロナウイルス等の影響により木材価格が下落している現状から、地方創生臨時交付金を活用し創設するもので、伐採木の搬出費用1立方メートル当たり1,500円を上限に補助するものであり、2,000立方メートル分を見込み計上をお願いするものでございます。

次に、22ページをご覧ください。7款、1項、商工費の2目、商工振興費の企業誘致対

策事業に3, 130万円を計上いたしております。地方創生臨時交付金を活用し、本町においてもアフターコロナを見据え、地方での働き方の提供やITを活用する企業誘致や雇用、また、新事業の創出を図る目的によりまして、旧質美小学校の一部を活用したサテライトオフィスを設置し、新たな仕事づくりや移住者の受入れ推進を図るものでございます。

同じく、新型コロナウイルス対策小規模事業者等支援事業に2, 000万円の計上をお願いするものであります。地方創生臨時交付金を活用し、コロナ感染症対策として町内中小企業及び小規模事業者等が取り組む予防対策に対し、感染拡大予防支援補助金として支援を行うものでございます。

内訳といたしましては、大規模対策分20件、小規模対策分100件をそれぞれ見込むものでございます。

あわせて、6月補正にて議決をいただきました同じく地方創生臨時交付金を活用し、1か月の売上が前年度と比較して30%以上50%未満減少している中小企業、及び小規模事業者等に対して上限30万円を給付する小規模事業者等支援給付金から、同じく交付金を活用して現状打開や課題解決を図るために新事業に取り組む町内事業者に対して上限30万円を交付する新型コロナウイルス対策新事業展開支援補助金への予算の振替えをお願いするものでございまして、現在までの申請実績等から勘案し、1, 500万円を振り替えることによりまして、交付金の有効活用を図ろうとするものでございます。

また、22ページから23ページ、3目の観光費の京丹波まると交流型観光推進事業では、303万2, 000円を減額するものでございます。新型コロナウイルスの影響により、観光協会への委託事業であります食の郷事業450万円を減額することと、併せて、和知地区周遊券観光協議会が実施する地域内集落景観整備事業に対して補助金を交付するものであり、商工観光補助金に河岸段丘展望施設に係る設計費などに係る経費146万8, 000円の計上をお願いするものでございます。

なお、本事業につきましては、事業費の2分の1について京都府の補助金を充当するものでございます。

同じく、新型コロナウイルス対策観光振興対策事業に7, 060万6, 000円の計上をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症対策として地方創生臨時交付金を活用し、コロナの影響により外出自粛や休業要請に伴い落ち込んだ観光事業及び関係する各種施設等に対する支援など大きく4項目に区分し事業推進を図るものでございます。

1つ目には、新型コロナウイルス対策観光持続化補助金として、感染防止対策や運営改善、また、観光客誘致等を目的とする着地型観光体験メニューの造成に取り組む町内の観光施設

及び事業者等に対して30万円を上限に補助する新様式対応及び体験新設事業、また、町内のスポーツ施設等で合宿を受け入れる事業者を対象に送迎費用の実費相当分を補助する利用促進事業、また町観光協会コロナ対策応援事業、さらにはグリーンランドみずほコテージ改修や味夢の里レンタサイクル導入などに取り組むものであり、委託料及び商工観光補助金に1,940万6,000円を計上して支援を図るものでございます。

2つ目には、京丹波にぎWA Iキャンペーンとして、観光及び飲食に係るクーポン券の発行助成や宿泊助成、さらにはお店宴会やテイクアウト宴会や旅行会社への助成など観光事業や飲食業に対する支援キャンペーンを実施するものであり、商工観光補助金及び事務費に2,120万円を計上して支援を図るものでございます。

3つ目には、地域振興施設持続化支援として、本町の地域振興施設である道の駅4施設がウィズコロナ対策として行う施設及び設備の改修等に必要な経費について、1施設500万円を上限に商工観光補助金に2,000万円の計上を行い支援を図るものでございます。

最後に、京丹波町休業要請対象事業者支援給付金として、一般の休業補償の対象とならない指定管理者に対する協力金を給付し、事業継続の支援を行うものでございます。グリーンランドみずほに対する支援として1,000万円を計上して支援を図るものでございます。

次に、23ページ、8款、土木費、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費の道路橋梁維持管理事業に450万円を計上し、道路維持修繕に係る工事費や維持管理に必要な支給資材等の確保を図るものでございます。

次に、24ページ、3目、道路新設改良費の道路新設改良事業には2,200万円の減額を計上しております。財源となります社会資本整備総合交付金の年度交付額の確定によりまして、本年度事業費の精査を行うものでございます。

同じく、3項、河川費、1目、河川総務費の河川維持管理事業に600万円を計上いたしております。市森川の河川修繕工事を行うものでございます。

また、6項、住宅費、1目、住宅管理費の町営住宅維持管理事業に629万円を計上し、西階団地や蒲生野団地の屋根修繕をはじめ、必要な経費について計上するものでございます。

次に、25ページ、9款、1項、消防費、2目、非常備消防費の消防団活動運営事業につきましては、消防団員退職報償の確定などによりまして472万7,000円を減額しております。

また、操法訓練大会事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により府大会が中止になったことから、236万5,000円を減額するものであります。

次に、26ページ、10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費の学童保育事業

では70万1,000円を計上しております。国や府の補助事業を活用し、町内3施設に係ります予防対策に必要な物品等の確保を図るものであり、消毒液や空気清浄機5台など必要な物品の配備を図るものでございます。

次に、29ページ、5項、社会教育費、1目、社会教育総務費の社会教育事務費に86万1,000円を計上いたしております。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として地方創生臨時交付金を活用し、公共空間における感染機会の削減を図るためサーモグラフィカメラ1台の試行的な導入を図るものでございます。

同じく、2目、公民館費の図書館活動事業では、1,301万6,000円を計上しております。感染症対策として地方創生臨時交付金を活用して、有意義な在宅時間の確保により外出抑制を促すため、読書環境の充実に向けた対策を進めることとしまして、町内図書室の連携強化を図るため、全蔵書のデータベース化及びインターネット環境を介した蔵書検索を可能とするウェブシステムの導入を図るものであります。

また、瑞穂地区公民館管理運営事業に730万7,000円の計上をお願いしております。これも感染症対策として、地域コミュニティの拠点であり、また、災害時における避難所としての役割を担う質美振興センターにおいて、多くの利用がなされるホール床の老朽化が著しく、利用に際して支障が生じていることなど機能が十分に発揮されていない状況であることから、地方創生臨時交付金を活用し改修を行うものでありまして、今後発生の可能性のある自然災害等に備え、避難者を含む施設全体の利用者に対する安全確保を図るものであります。

次に、30ページ、6項、保健体育費、2目、体育施設費につきましては、81万7,000円の計上をお願いしております。地域住民のスポーツと憩いの場所及び災害時の屋外避難場所となる社会体育施設三ノ宮農村公園グラウンド施設のトイレの洋式化改修を行い、誰もが安心して利用できる施設としての保健衛生面での環境向上を図るものでございます。

以上が歳出でございます。

戻っていただきまして、事項別明細書3ページをお願いします。

次に、歳入でございます。

初めに、11款、1項、1目、地方特例交付金でございます。本年度における交付額の確定に伴いまして828万5,000円を計上しております。

同じく、12款、地方交付税、1項、1目、地方交付税でございますけれども、本年度における普通交付税の確定に伴いまして1億6,467万2,000円を計上いたしております。

当初予算では、43億3,000万円を見込み計上いたしておりましたが、算定後の普通交付税は、当初見込みと比べて3.8%の増、交付額は44億9,467万2,000円となったところです。

なお、元年度実績と比較しますと、1億5,960万5,000円、3.4%の減少となったところでございます。

主な要因といたしましては、基準財政需要額で令和2年度算定から地域社会再生需用費が創設されたこと、また、個別算定経費の増加により2億9,400万円余りの増加となり、令和元年度算定との比較によりまして基準財政需要額合計は、対前年度4,150万円余りの増額となりました。

また、基準財政収入額におきましても、法人事業税交付金の創設、また、地方消費税交付金の増加等によりまして、対前年度7,500円余りが増加したところでありまして、これらの数値を基に本年度の交付額が算定されたところでございます。

次に、4ページでございます。16款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金では、地方創生臨時交付金に2億1,292万7,000円を計上しております。国の二次補正により、地方単独事業分として本町に措置された3億5,685万7,000円について、さきの8月臨時会で議決いただきました分と合わせて残りの全額を今回計上するものでございます。

同じく、6目、土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金について1,601万4,000円の減額をお願いするものであります。道路新設改良事業の財源としているものでございまして、本年度交付配分額の確定により減額するものでございます。

次に、6ページをご覧ください。17款、府支出金、2項、府補助金、2目、民生費府補助金では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として155万8,000円を計上するとともに、7目、教育費府補助金でも、同じく新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として67万8,000円を計上いたしております。保育所及び学童保育施設等に必要な感染症予防物品等の配備を行う事業に充当するものでございます。

次に、7ページ、3項、府委託金、2目、農林水産業費府委託金では、災害に強い森づくり事業委託金について3,500万円の減額をお願いするものでございます。

同じく7ページ、19款、1項、1目、寄附金では、ふるさと応援寄附金につきまして、現在の寄附金収納状況から本年度の寄附金額の推計を行い、3,000万円を追加するものでございます。

次に、8ページ、20款、繰入金、2項、基金繰入金でございます。1目、財政調整基金

繰入金につきましては、繰越金及び普通交付税などの財源調整によりまして、1億4,906万7,000円を減額するものでございます。

同じく8ページ、29款、1項、1目の繰越金でございますけれども、前年度繰越金が確定し、1億4,936万8,000円を追加計上いたしております。

次に、9ページでございます。

23款、1項、町債につきましては、総額で530万円の減額をお願いするものであります。冒頭、第2表の地方債補正で説明をさせていただいた内容に基づきまして、必要な補正をお願いするものでございます。

また、その他各種の特定財源につきましても、それぞれ精査を行い必要な補正をお願いしております。

以上、議案第73号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）の補足説明といたします。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 補足説明の途中でございますが、議場内換気の必要性がありますので、ここで暫時休憩とします。再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案第74号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

まず、歳入です。

最終ページから1ページ戻っていただきまして、事項別明細書3ページをお願いいたします。3款、府支出金、1項、府補助金、1目、保険給付費等交付金では、令和元年度において収入いたしました普通交付金よりも保険給付費の実績が下回ったため、制度上、本年度交付金において相殺して精算されることとなります。よって、その差額324万6,000円を減額するものであります。

5款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金は、健康管理センターの照明等の修繕料の増額に伴いまして、その額38万1,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。

2項、基金繰入金、1目、国民健康保険財政調整基金繰入金は、今回の補正に必要な財源の不足により、基金繰入金を259万8,000円増額するものでございます。

6 款、繰越金は、前年度繰越金の確定により 1 9 6 万 7, 0 0 0 円を増額しております。

次に、4 ページの歳出です。5 款、保健事業費、2 項、1 目、特定健康診査等事業費の特定健診委託料 1 3 1 万 9, 0 0 0 円を増額しております。例年 6 月頃に実施しております 4 0 歳から 7 4 歳までを対象とする特定健診、これを兼ねました集団健診ですけれども、今年は、新型コロナウイルス感染症拡大により一旦中止といたしました。その後、日程ですとか体制が確保できましたので、感染症対策を講じるため、内容を一部変更した上で 1 0 月 3 0 日から実施することとしております。特定健診委託料の増額につきましては、6 月の集団健診中止など健診内容の変更への対応としまして、個別健診の医療機関を京丹波町病院と和知診療所に加えまして、須知の丹波笠次病院と下山の松原医院でも実施するなど受診環境を拡充したことによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 議案第 7 5 号 令和 2 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の事業勘定分につきまして、補足説明を申し上げます。

それでは、主なものにつきまして、歳入から説明をさせていただきます。

事項別明細書の 3 ページの歳入をお願いいたします。

3 款、国庫支出金では、過年度分の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金として全体で 1 4 9 万 9, 0 0 0 円。

4 款、支払基金交付金では、過年度分の介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として 7 1 6 万 6, 0 0 0 円。

5 款、府支出金では、過年度分の地域支援事業交付金として 3 4 万 7, 0 0 0 円をそれぞれ計上させていただいております。

7 款、繰入金、2 項、基金繰入金では、前年度繰越金の確定による収入増に伴いまして、介護給付費準備基金繰入金を皆減とさせていただいております。

4 ページの 8 款、繰越金では、前年度繰越金として 2, 0 0 2 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

続きまして、5 ページの歳出をお願いいたします。

2 款、保険給付費では、先ほど歳入の説明で申し上げました前年度繰越金の確定及び介護給付費準備基金繰入金の減額に伴います財源振替のみを計上させていただくものでございます。

続きまして、7 ページの 3 款、地域支援事業費、2 項、介護予防・生活支援サービス事業

費では、直営で実施しております通所型サービスA事業及びC事業の会計年度任用職員の報酬等の精査を行うとともに、勤務形態により必要となりました社会保険料を増額計上させていただきます。

8ページをお願いいたします。

4款、基金積立金では、国府支払基金からの過年度分の地域支援事業等に係ります追加交付分と、前年度繰越金のうち介護給付費に係る府への返還すべき額などを差し引きました残額の合計992万5,000円を追加させていただき、収支の均衡を図ることとしております。

なお、補正後の予算ベースで令和2年度末基金残高は1億9,393万9,000円を見込んでおります。

6款、諸支出金では、令和元年度分の国の介護給付費負担金の返還金として172万4,000円を計上させていただきます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 続きまして、老人保健施設サービス勘定の補足説明を申し上げます。

最初に、事項別明細書の4ページ、歳出からご説明させていただきます。

1款、総務費の人件費でございますが、人事異動に伴う看護師1名の増員などにより748万7,000円の増額とし、4款、諸支出金では、さきの施設基準の変更に伴い、過年度施設利用料還付金として、ご利用いただきました55人分、120万円の計上をお願いするものでございます。

1ページ戻りまして、3ページ、歳入をご覧ください。

さきの施設基準の自主点検により、介護保険施設サービス費Ⅱから基準をⅠに遡及して変更したことにより、1款、サービス収入、4項目ございますが、それらの合計1,367万円の減額をお願いするものでございます。

内訳は、保険者との過誤調整分695万1,000円、現年度精査分として671万9,000円となります。

次に、3款、繰入金は、2,215万円の増額をお願いするものでございます。用途は、4ページの歳出予算にもご説明させていただきましたが、人件費に748万7,000円、諸支出金に120万円を充て、そのほかサービス収入の補填に1,346万3,000円を

充当させていただきます。

4款、繰越金20万円7,000円は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

このたびの施設基準の変更に伴い、多大なご負担をおかけいたしますが、何とぞご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 議案第76号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

最初に、3ページ、第2表、地方債の補正について、下水道事業債の限度額を4,490万円から860万円を減額し3,630万円に、過疎対策事業債の限度額を970万円から850万円を減額し120万円とするものでございます。いずれも充当いたしておりました下山地内藤ヶ瀬橋下水道管移設工事が延期になったこと等によるもので、起債の方法、利率、償還の方法等について変更はございません。

ページをめくっていただき、事項別明細書の3ページをお願いします。

先に歳入について説明をさせていただきます。

3款、府支出金、1項、1目、下水道事業費府補助金で、下蒲生処理場機能強化事業の補助対象額が確定したことにより16万6,000円を増額しています。

5款、1項、1目、繰入金につきましては、歳出予算の増減に伴い農業集落排水事業分を675万8,000円、特定環境保全公共下水道事業分を1,445万2,000円増額し、浄化槽市町村整備事業推進事業分を2万円減額することとし、合わせて2,119万円を一般会計から繰り入れることとしております。

6款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したことにより5万2,000円を増額しております。

7款、諸収入、2項、1目、雑入では、支障物件移設補償費で、下山地内藤ヶ瀬橋下水道管移設工事の延期により、既決の1,734万4,000円を皆減し、新たに下水道施設移設設計補償費として、須知地内府道桧山須知線拡幅に伴う430万円と下山地内府道京丹波三和線拡幅に係る930万円を増額することにより、相殺した額374万4,000円を減額しています。

8款、町債、1項、1目、下水道事業債では、下蒲生処理場機能強化に係る事業費が増したことにより、農業集落排水事業債10万円、過疎対策事業債（農集）10万円を増額し、藤ヶ瀬橋下水道管移設工事の延期により、既決の特定環境保全公共下水道事業債870万円

と過疎対策事業債（公共）８６０万円の皆減により、合計で１，７１０万円の減額としています。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

５ページをお願いします。

１款、総務費、１項、１目、一般管理費においては、人事異動に伴い給料、職員手当等精査し、人件費について１８万３，０００円を減額しております。

２款、下水道費、１項、農業集落排水費、１目、施設整備費で、須知地内府道桧山須知線拡幅工事着手に伴う下水道施設移設測量設計業務委託料に４３０万円、下蒲生処理場機能強化工事に３７万２，０００円、府土地改良事業団体連合会負担金に５万６，０００円、合わせて４７２万８，０００円を増額しています。

施設管理費、修繕料において、それぞれ不具合の見つかった箇所に係る補正についてお願いをしています。

まず初めに、農業集落排水施設では、下蒲生処理場の予備ブロワ等の修繕に合計６１６万１，０００円、林業集落排水施設で上栗野処理場のブロワ１基取替えに３６万２，０００円、簡易排水施設管理事業で上乙見処理施設曝気槽修繕に１２万円、合わせて６６４万３，０００円を計上しております。

２款、２項、公共下水道費、１目、施設整備費では、公共下水道施設整備事業、測量設計監理業務等委託料で下山処理区内府道京丹波三和線拡幅に係る下水道施設移設設計業務に９３０万円を増額し、工事請負費で京都府との協定変更により、令和３年度施工となった藤ヶ瀬橋下水道管渠工事費３，４６８万８，０００円を皆減しております。

２款、２項、２目、施設管理費、公共下水道施設管理事業修繕料において、下山浄化センターの曝気槽１基のエアレーション装置修繕に３９７万１，０００円、水戸浄化センターのサイクロ減速機出力部改造整備に６１７万７，６００円、上豊田浄化センター１基の汚泥返送ポンプ修繕に１９４万７，０００円、合計で１，３９５万８，０００円を計上いたしました。

以上、簡単ではありますが、議案第７６号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、お認めいただきますよう、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 議案第７７号 令和２年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、補正前の額１億３，８３３万９，０００円から１，０２１万

2, 000円を減額し、補正後の額を1億2, 812万7, 000円とすることを願います。

補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

事項別明細書4ページをお願いいたします。

1目、運行事業、12節、委託料でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として車両の消毒抗菌を実施し、利用者に安心してご利用いただけるようにするため、町営バス19台の消毒抗菌委託料として147万4, 000円の増額をお願いするものでございます。

17節、備品購入費でございますが、今年度マイクロバス1台の購入を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、製造事業者の休業等により年度内の納品が見込まれないことから1, 168万6, 000円の減額をし、また、会計年度任用職員の給与等の精査を行い、運行事業全体で1, 021万2, 000円の減額をお願いするものでございます。

次に、1ページ戻っていただきまして、歳入をご覧ください。

6款、町債につきましては、バス導入を見送ることから過疎対策事業債を1, 160万円の減額、4款、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により41万7, 000円を追加いたします。

歳入に不足額が生じることからこれを補うため、3款、繰入金、97万1, 000円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 議案第78号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

明細書1、2ページ、収益的収入をご覧ください。

この8月から外来診療において新型コロナウイルス感染症が疑われ、医師がPCR検査が必要と判断した患者様に限り唾液によるPCR検査を実施しております。1日4人、年間628人の検査体制を整え、外来収益1, 127万円の増額を見込んでおります。

3、4ページ、収益的支出をご覧ください。

こちらは、PCR検査の実施に伴う費用となり、同じく1, 127万円を増額しております。

内訳は、1目、給与費の手当125万6, 000円、議案第68号に関わるものであり、PCR検査を実施した医師及び看護師に対し、特殊勤務手当として作業に従事した日、日額

4, 000円を支給させていただくものであり、年間157日分を見込んだものであります。

3目、経費では、採取した検体の唾液は、専門の検査機関に出し分析されますので、その検査委託料として628本分、1,001万4,000円の計上をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 議案第79号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、第2条の収益的収入及び支出につきましては、収入では、第1款、水道事業収益、第2項、営業外収益において1,890万円を増額することとし、支出では、第1款、水道事業費用、第1項、営業費用で1,179万5,000円、第2項、営業外費用で790万5,000円、合わせて1,970万円を増額しております。

第3条の資本的収入及び支出につきましては、収入において4,687万5,000円減額とし、補正後の予算額を4億7,314万9,000円とするもので、支出については3,815万円減額とし、補正後の予算額を8億4,081万2,000円とするものでございます。

第4条の企業債につきましては、当初の予算書第5条の水道事業債限度額2億3,160万円から1,780万円を減額し、限度額を2億1,380万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ありません。

第5条、議会の議決を経なければ利用することができない経費について、当初予算第8条（1）職員給与費の額を573万6,000円減額し、7,577万9,000円としています。

次に、補正内容についてですが、予算明細書11ページをお願いします。

収益的収入において、2項、営業外収益、2目、他会計補助金で、一般会計からの繰入金1,891万8,000円を増額しております。

めくっていただき、13ページ、収益的支出の1項、営業費用、2目、配水及び給水費で、豊田送水管補修及び送水ポンプ取替工事と下大久保仕切弁設置工事を実施する必要が生じました。合わせて1,012万円の維持補修工事費の増額をお願いしています。

4目、総係費で、人事異動に伴います人件費の精算により、合わせて565万円を減額し、委託料では、丹波自然運動公園等の給水区域変更に伴う水道事業変更認可に係る設計業務を

行うための費用727万1,000円を増額しております。

15ページの2項、営業外費用、2目、消費税及び地方消費税においては、令和元年度分確定申告納税に伴う令和2年度中間申告見込額相当額として790万5,000円を増額しています。

17ページの資本的収入、1項、1目、企業債につきましては、資本的支出の施設改良費減額分として1,780万円を減額し、3項、1目、他会計負担金で一般会計からの負担金1,000万円、6項、1目、その他資本的収入では、国・府の受託工事費について、府河川藤ヶ瀬橋改築水道管移設工事延期に伴い1,907万5,000円を減額しています。

資本的支出では、1項、建設改良費、2目、施設改良費は、府河川藤ヶ瀬橋改築水道管移設工事延期に伴い3,815万円について皆減をしています。

以上、簡単ではありますが、議案第79号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 十倉会計管理者。

○会計管理者（十倉隆英君） それでは、認定第1号 令和元年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第15号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についてまで、それぞれ決算書に沿って主なものについて補足説明を申し上げます。説明が少し長くなりますことをお許しいただきたいと思えます。

それでは、初めに、認定第1号 令和元年度京丹波町一般会計歳入歳出決算です。

1ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

令和元年度一般会計決算額は、歳入総額117億2,756万3,436円で、前年度に比べ3.6%の増、歳出総額114億9,655万8,856円で、前年度に比べ4.4%の増となりました。歳入歳出差引額は2億3,100万4,580円で、翌年度へ繰り越すべき財源3,163万6,000円を差し引いた実質収支額は、1億9,936万8,580円となりました。

なお、令和元年度の実質収支から平成30年度の実質収支を差し引いた単年度収支額は、プラス1億4,024万6,819円となりました。

14ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入の主なものについて収入済額を中心に説明いたします。予算額、調定額等は割愛させていただきます。

1款、町税は、17億2,680万6,532円で、前年度に比べ0.3%の増となりました。町税のうち、町民税は6億2,349万8,817円で、前年度に比べ0.6%の増、

法人住民税は175万7,896円の減となったものの、個人住民税がこれを上回り567万540円の増となりました。

固定資産税は、9億6,321万6,399円で、前年度に比べ0.2%の増、家屋及び償却資産の増が反映しており、特に償却資産において企業等による設備投資や課税対象となる太陽光発電設備の増加などにより、前年度に比べ1,490万9,602円増加となりました。

軽自動車税は6,075万8,766円で、前年度に比べ1.5%の増となりました。特に自動車購入時に課税される自動車取得税が令和元年9月30日で廃止され、替わって16ページ、2目にありますように、令和元年10月1日から新たに環境性能割が導入されています。

16ページ、町たばこ税は7,933万2,550円で、前年度に比べ1.0%の減となりました。

15ページ上段に戻っていただきまして、町税の収入未済額は5,466万9,258円で、前年度に比べ105万1,312円の増、不納欠損額は359万8,329円で、前年度に比べ134万5,258円の減。町民税27人、固定資産税77人、軽自動車税53人について、地方税法に基づき処理しました。

町税全体の徴収率は56.7%で、前年度と同率となっております。

なお、現年課税分は99.2%でした。

16ページの地方譲与税は1億697万9円で、前年度に比べ14.1%の増。令和元年度は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、新たに森林環境譲与税が創設され、1,387万7,000円の交付がありました。

3款、利子割交付金は114万7,000円で、前年度に比べ55.5%の減。

18ページの4款、配当割交付金は911万4,000円で、前年度に比べ5.9%の増。

5款、株式等譲渡所得割交付金は480万3,000円で、前年度に比べ26.6%の減となりました。

6款、地方消費税交付金は2億3,974万円で、前年度に比べ4.1%の減。

7款、ゴルフ場利用税交付金は7,087万9,935円で、前年度に比べ7.2%の増。

20ページの8款、自動車取得税交付金は2,333万3,133円で、前年度に比べ44.8%の減。

9款、環境性能割交付金につきましては、自動車取得税交付金に代わり新たに導入された

ものであり、578万8,000円の交付がありました。

10款、地方特例交付金は3,396万4,000円で、令和元年10月から実施された幼児教育無償化に係る経費として、子ども・子育て支援臨時交付金の開始により、前年度に比べ大幅な増となりました。

22ページにかけたの11款、地方交付税は52億936万7,000円で、そのうち地方交付税は46億5,427万7,000円で、前年度に比べ8.3%の増。特別交付税は5億5,509万円で、前年度に比べ7.5%の減となりました。

12款、交通安全対策特別交付金は188万円で、前年度に比べ14.9%の減となりました。

13款、分担金及び負担金は1,546万7,694円で、前年度に比べ19.8%の減。そのうち1項、分担金は306万2,687円、2項、負担金は1,240万5,007円でした。

26ページ、14款、使用料及び手数料は3億3,008万7,221円で、前年度に比べ3.5%の減。そのうち1項、使用料、2目、民生使用料、3節、保育所利用料において、令和元年10月からの制度改正により大幅な減額となりました。

34ページ、15款、国庫支出金は7億1,142万4,188円で、前年度に比べ19.6%の増となりました。そのうち1項、国庫負担金では、38ページの4目、災害復旧費国庫負担金が63.8%の増。2項、国庫補助金では、40ページからの6目、土木費国庫補助金が30.5%の増。42ページの7目、教育費国庫補助金につきましても216%の増となりました。

46ページからの16款、府支出金は8億4,197万4,732円で、前年度に比べ16.3%の減となりました。

2項、府補助金では、52ページの2目、民生費府補助金、2節、老人福祉費補助金が77.6%の減。58ページからの4目、農林水産業費府補助金は47.8%の減。その中で、畜産酪農農家の経営強化を図るため計画していました畜産競争力強化整備事業補助金2億2,355万3,000円を令和2年度へ繰越し実施することとしたため、大幅な減となりました。また、68ページの災害復旧費府補助金については、平成30年度7月豪雨災害の復旧工事完了により1億2,163万303円の補助金を受けております。

74ページの17款、財産収入は1億5,294万9,235円で、前年度に比べ19.2%の増。主な増加理由は、78ページの2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入、2節、立木売払収入が7,454万8,880円あったことによるものでございます。

18款、寄附金は7,168万2,256円で、前年度に比べ287.2%の大幅な増加となりました。内訳は、一般寄附金3,205万円、ふるさと応援寄附金2,161万1,000円、農業費寄附金1,801万6,256円、災害支援寄附金5,000円となったところでございます。

最下段からの19款、繰入金は4億3,914万4,903円で、前年度に比べ35.9%の減。2項、基金繰入金のうち82ページ、5目、減債基金繰入金として3億2,527万6,000円を地方債繰上償還の財源として取り崩し繰り入れております。

20款、繰越金は、平成30年度繰越事業財源分の2億4,203万円を含め、3億115万1,761円で、前年度に比べ48.5%の増となりました。

21款、諸収入は1億5,518万8,837円で、前年度に比べ8.2%の減。

飛びまして、歳入の最後98ページ、22款、町債です。総額12億7,470万円、前年度に比べ2億1,660万円、20.5%の増となりました。令和元年度は新庁舎整備事業債や103ページのグリーンランドみずほ改修事業債の借入れなどを行ったため、大幅な増加となっております。

以上、一般会計歳入の説明といたします。

続きまして、歳出です。

主なものについて、支出済額を中心に説明させていただきます。以降同様に予算額、不用額等は割愛させていただきます。

また、各会計における人件費の状況につきましては、別冊の事業報告書に掲載していますので、費目ごとの説明は省略させていただきます。

104ページ、1款、議会費は9,668万3,944円で、前年度に比べ8万778円、0.1%の減となっております。

106ページ、2款、総務費は16億2,728万5,879円で、前年度に比べ2億8,763万5,323円、21.5%の増。新庁舎整備に関連します工事請負費や原材料費などが前年に比べ増加しております。令和2年度への繰越額は2億2,449万円となっております。総務費の主なものは、1項、総務管理費、1目、一般管理費では、113ページ、積立金で、令和元年度に寄附を受けたふるさと応援寄附金1,117件、2,161万1,000円に利子分を加えた2,161万4,000円をふるさと応援寄附金基金に積み立てております。

114ページ、最下段からの5目、財産管理費では、まず新庁舎整備事業関連です。117ページ、委託料で新庁舎設計業務や蒲生野排水路整備事業測量設計業務など新庁舎整備に

係る測量設計監理業務等委託料3,618万5,280円。工事請負費では、支障木の伐採を町有地整地工事として1,063万1,685円。雨水貯留槽整備や新庁舎建設工事の令和元年度分など新庁舎整備工事として3億1,215万5,680円。新庁舎建設に必要な構造材や造作材などの木材調達に工事用原材料費として5,398万5,600円を支出し、新庁舎建設に向けて事業を進めました。

119ページの積立金では、財政調整基金積立金3,081万9,000円や振興基金積立金3,306万4,000円など各種基金に合計6,413万円を積み立てました。

6目、企画費では、13節、委託料において第2次京丹波町総合計画、第2期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、412万5,000円を支出しました。

124ページ、9目、諸費では、13節、委託料で指定管理制度によるグリーンランドみずほ管理運営委託料など2,216万円を支出。最下段、19節、負担金補助及び交付金で街灯（防犯灯）のLED化などに街灯設置補助金199万2,000円を交付、39地区、303か所の整備が図られたところでございます。

126ページ、10目、交通対策費では、28節、繰出金で、町営バス運行事業特別会計へ8,930万円を繰り出しております。

11目、地域振興事業費では、129ページ、負担金補助及び交付金で、集落公民館のバリアフリー化や複写機購入など、11区に対し、自治振興補助金1,000万7,000円を交付したところです。

130ページ、13目、生涯学習推進費では、委託料で人権映画会や人権講演会及び男女共同参画推進事業講演会の開催等に104万5,780円。133ページの負担金補助及び交付金で、京丹波町国際交流協会補助金255万円を支出。人権啓発や国際交流の推進に取り組みました。

134ページ、2項、徴税費、1目、税務総務費では、137ページ、償還金利子及び割引料で、過誤納金返還金395万8,172円を支出。前年度に比べ626万3,393円の大きな減少となっております。

2目、賦課徴収費では、委託料で令和3年度固定資産税の評価替えに向けた3か年にわたる固定資産宅地評価見直業務委託料として669万9,240円。標準宅地鑑定評価業務委託料635万8,000円を支出。139ページ、負担金補助及び交付金で、京都地方税機構負担金として1,346万6,808円を支出しました。

次に、146ページ、3款、民生費では、23億294万6,440円で、前年度に比べ131万7,984円、0.1%の減となりました。令和2年度への繰越額は6,233万

9, 000円となっています。

1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費では、149ページ下段からの負担金補助及び交付金で、民生児童委員活動補助金1,040万3,060円、社会福祉協議会専任職員等補助金3,685万2,200円など各種補助金を交付しました。また、町内事業所の福祉人材確保対策事業として、介護福祉士資格取得講習等受講料等助成金40万9,000円、社会福祉法人等介護人材確保支援事業助成金112万8,000円をそれぞれ支出しました。繰出金では、国民健康保険事業特別会計へ1億3,880万6,910円を繰り出しました。

150ページ、3目、障害者福祉費では、委託料で、共同作業所運営委託料2,419万9,000円。相談支援事業委託料530万円。日中一時支援事業委託料837万124円をはじめ障害者の地域生活をサポートする各種事業の委託料など、合計で6,395万2,515円を支出。155ページ、下段からの扶助費では、重度心身障害老人健康管理事業給付費2,499万540円。心身障害者医療給付費6,252万7,420円。障害者自立支援給付費3億7,648万8,790円など、合計で4億9,222万6,307円を支出しました。

156ページ、4目、老人福祉費では、委託料で、延べ3,077人の利用があった在宅高齢者の生活を支援する外出支援サービス事業委託料1,025万3,780円や、延べ1,484人の利用があった食の自立支援サービス事業委託料1,478万5,680円など、合計2,560万9,699円を支出。

負担金補助及び交付金では、159ページですが、後期高齢者医療広域連合に後期高齢共通経費負担金626万6,619円と、後期高齢医療給付費負担金2億2,044万9,798円など、合計2億3,709万9,417円を支出。

繰出金では、合計4億3,368万9,294円を支出、そのうち介護保険事業特別会計の事業勘定と老人保健施設サービス勘定へ3億6,427万4,463円。後期高齢者医療特別会計へ事務費分、保険基盤安定分、保健事業分合わせて6,941万4,831円を繰り出しました。

160ページ、2項、児童福祉費では、総額5億9,850万3,412円を支出しました。主なものは、1目、児童福祉総務費、161ページ中段の報償費の49人の出産に対するすこやか祝い金605万円。最下段の委託料では、(仮称)たんばこども園新園舎建設設計業務委託料の令和元年度分として3,054万3,500円。163ページの中段、原材料費では、認定こども園整備事業において必要となる京丹波町内産木材を用いた製材の購入に1,203万4,000円を支出し事業を進めております。

最下段からの扶助費では、3つの制度により出生から18歳までの医療費を助成するすこやか子育て医療給付費1,544万7,884円、京都子育て医療給付費702万5,249円、高校生等医療給付費401万9,946円のほか、前後しますが、児童手当費1億4,420万5,000円、障害児通所給付費等扶助費1,285万6,107円など、合計1億8,423万5,652円を給付しております。

3目、保育所費では、保育所運営に要する経費として総額3億3,096万3,945円を支出しました。令和2年3月1日現在の入所児童数は266人でした。

次に、170ページの4款、衛生費は15億672万1,754円で、前年度に比べ5,919万3,253円、3.8%の減となりました。

1項、保健衛生費では、特定健診をはじめとする各種健診、健康相談事業、各種予防接種事業に係る経費などに総額6億1,451万1,326円を支出。各種検診等に係る委託料としては、172ページ、2目、保健事業費で、175ページの検査検診委託料5,149万2,310円。特定健診委託料1,227万6,588円。3目、予防費の177ページ、予防接種業務委託料2,681万6,016円などを支出しております。

4目、環境衛生費では、179ページ、負担金補助及び交付金で、国庫補助対象の個人設置浄化槽11基に対し合併浄化槽設置補助金373万4,000円や、浄化槽市町村整備推進事業分として5,492万円を下水道事業特別会計へ繰り出しました。

5目、診療所費では、負担金補助及び交付金で医療施設の運営に係る経費として、南丹病院負担金1,546万1,000円。病院と各診療所の運営に係る病院事業会計運営補助金2億6,372万8,000円。企業債利子償還金の補助金として750万8,884円などを支出。

貸付金では、医師確保奨学金貸与事業として、医師を志す学生1人に対し180万円を貸与しました。

また、投資及び出資金では、病院と和知診療所に企業債元金償還金の財源として3,190万円を支出しました。

180ページ中段の2項、清掃費では、塵芥処理費やし尿処理費として3億381万428円を支出。

また、衛生費から支出の船井郡衛生管理組合に対する分担金につきましては、173ページ中段に戻りますが、火葬場維持管理分899万9,000円、183ページの上から3段目の塵芥処理分1億5,782万5,000円、さらに2段下のし尿処理分1億654万円で、総額2億7,336万4,000円となったところでございます。

3項、上水道費では、水道事業会計へ運営経費に要する補助金や償還金に要する負担金、建設改良に要する出資金として、合わせて5億8,840万円を支出しました。

次に、5款、労働費では、7万7,225円で、前年度に比べ9,110円の増。

6款、農林水産業費は12億3,928万3,542円で、前年度に比べ3億8,928万2,786円、23.9%の大きな減少となりました。令和2年度への繰越額は、2億7,726万9,000円となっています。

1項、農業費は10億4,871万2,489円の支出で、主なものとして186ページからの3目、農業振興費ですが、有害鳥獣対策事業では、報償費でシカ1,834頭、イノシシ449頭などの捕獲に対する有害鳥獣捕獲報償金4,435万1,000円。クマ対策特別報償38万3,040円。最下段の狩猟期のシカ208頭の捕獲に対するシカ捕獲強化事業奨励金92万7,000円、189ページ、委託料で、京丹波町猟友会への有害鳥獣捕獲委託料200万円。鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業委託料298万円。191ページ上段、原材料費で三ノ宮と蒲生地区の被害防止施設資材費511万6,517円。負担金補助及び交付金の2行目、電気柵設置など、31団体3個人に対し被害防止施設設置事業補助金1,293万円など、有害鳥獣対策事業全体で約7,346万2,000円を支出。前年度に比べ約377万2,000円増加しております。

このほか負担金補助及び交付金で、地域農業の中心的役割を担う農業公社に対し、運営補助金として京丹波農業公社と和知ふるさと振興センターに合わせて3,091万円。第4期最終年度となります農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動を維持する活動支援のための中山間地域等直接支払交付金1億957万3,947円。193ページ上段の農業・農村の多面的機能を発揮し、農業生産活動を支援するための多面的機能支払交付金9,250万3,815円。農業次世代人材投資事業補助金として、成年就農者10名に対し1,275万円。認定農業者等確保・育成事業補助金として、認定農業者12人の農業機械等の導入に906万5,000円。京力農場プランに基づく集落営農総合対策事業補助金として1,232万4,500円。今後の農業を担う経営体の育成確保を図るための機械導入に対し、経営体育成支援事業補助金を2法人に1,234万5,000円、それぞれ交付したところでございます。

最下段の投資及び出資金では、平成31年4月1日に発足した一般財団法人京丹波農業公社に対し1,301万6,256円を支出しました。

5目、農地費では、197ページ、委託料で、土地改良施設維持管理適正化事業によるため池点検業務やヤナ谷池調査設計業務委託料などに825万9,000円。

負担金補助及び交付金では、農林漁業事業補助金として、農道舗装や農業用水路改修など、11か所、691万3,000円など、合わせて1,116万4,979円を交付しました。

繰出金では、下水道事業特別会計へ農業集落排水事業分として2億236万円を繰り出しました。

198ページ中段からの7目、農村情報施設管理費では、201ページ、委託料で、ケーブルテレビ設備保守点検管理等委託料など経常的な委託業務に加え、瑞穂地区のネットワーク設備更新作業やケーブルテレビ文字放送システム更新業務を委託し、合計1億5,952万7,665円を支出しました。

次に、204ページからの2項、林業費です。支出総額は1億8,892万1,053円、主なものとして、207ページ、2目、林業振興費では、下段、委託料で、林道月ヒラ町道線測量設計業務委託料などに2,513万3,100円。209ページ、上から3行目の公有林整備事業委託料として、安栖里鐘打山や西河内田ノ向などの皆伐事業や再造林などに9,995万8,060円を支出しました。

○議長（梅原好範君） 補足説明の途中ですが、これで暫時休憩とします。再開は13時10分とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時10分

○議長（梅原好範君） それでは、決算書の212ページ、商工費から休憩前に引き続き会議を再開いたします。

十倉会計管理者。

○会計管理者（十倉隆英君） それでは、引き続きまして、7款の商工費から説明をさせていただきます。

7款、商工費は1億8,794万4,673円で、前年度に比べ4,129万139円、18.0%の減となりました。

1項、商工費、2目、商工振興費では、213ページ下段からの委託料で、215ページ、ふるさと納税の仕組みを活用した地場産品の商品化及び販路開拓のための地域商社立ち上げ支援として、地域商社プロジェクト委託料1,000万円。消費税率の引上げに伴う低所得者や子育て世帯を対象とした消費喚起のためのプレミアム商品券発行事業委託料497万5,355円。中段の負担金補助及び交付金では、小規模事業者支援のための商工会小規模事業経営支援事業1,896万5,000円。誘致企業を支援する企業立地奨励金を3事業所に410万400円。町内事業所企業の活性化を図り、新たな雇用創出を目指すための起業・

新事業創出補助金750万円などを交付しました。

3目、観光費では、217ページ、委託料において、各観光施設に係る管理等の委託料として、質志鐘乳洞公園の施設維持管理委託料、615万9,414円、特産館「和」指定管理料2,000万円、わち山野草の森管理運営委託料2,000万円、道の駅「和」道路情報施設維持管理委託料329万3,485円などを支出したほか、京丹波まるごと交流型観光推進事業における食の郷事業や大河ドラマレガシープロジェクト、また、京丹波ロケ地誘致事業の企画運営委託料として1,629万5,858円を支出しました。

218ページ、8款、土木費は、7億8,537万8,202円で、前年度に比べ5,063万4,411円、6.1%の減となりました。令和2年度への繰越額は2億6,719万3,000円となっています。

222ページからの2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費では、225ページ上段の委託料で、道路修繕工事を行うため測量設計監理業務等委託料として502万4,700円。工事請負費では、町道46路線の舗装等の道路修繕工事で3,288万9,740円。5路線のガードレール設置などの交通安全施設整備工事に429万7,680円を支出しました。負担金補助及び交付金の認定外道路整備事業補助金では、11区などに対し、384万円を交付しました。

3目、道路新設改良費では、委託料で測量設計監理業務等委託料として、町道安井南谷線道路詳細設計や橋梁点検などに6,482万5,950円を支出しました。

227ページ上段、工事請負費は2億1,370万2,780円を支出。社会資本整備総合交付金や電源立地地域対策交付金を活用した道路整備と町単独事業を合わせて19件、延長1,688メートルの改良工事を実施しました。負担金補助及び交付金では、道路橋梁改良負担金として、1級河川高屋川改修事業に伴う藤ヶ瀬橋改築工事負担金など6,099万583円を支出。補償補填及び賠償金では、町道蒲生野中央線などの改良工事による物件等補償費2,324万7,804円を支出しました。

3項、河川費、1目、河川総務費では、報償費で各地区でお世話になった河川除草作業、川刈りの謝礼833万7,885円のほか、3河川の修繕工事などに合計1,033万2,101円を支出しました。

228ページ、5項、下水道費では、下水道事業特別会計へ特定環境保全公共下水道事業分として2億1,904万円を繰り出しました。

6項、住宅費では、231ページ、工事請負費では、篠原団地6戸、篠原石仏団地3戸の除却工事を行い1,064万8,850円を支出。負担金補助及び交付金で、住宅改修補助

金として74件分、514万4,000円を支出。

なお、補助対象工事費は1億935万1,437円となっております。

次に、9款、消防費は、3億7,216万7,139円で、前年度に比べ2,876万3,275円、7.2%の減となりました。

1項、消防費、1目、常備消防費では、京都中部広域消防組合負担金2億8,420万円を支出。2目、非常備消防費では、団員報酬1,689万円。233ページの8節、報償費で12名の退団者に対して消防団員退職報償金562万2,000円を支出しました。

なお、令和2年3月31日現在の消防団員数は799名でした。

234ページ中段の3目、消防施設費では、備品購入費において、小型動力ポンプ付積載車1台の更新を行い865万7,000円を支出しております。

次に、236ページ、10款、教育費は、8億5,565万6,100円で、前年度に比べ3,648万7,472円、4.5%の増となりました。

1項、教育総務費では、教育委員会費、事務局経費、学童保育事業、認定こども園開設に係る経費、育英資金給付事業特別会計への繰出しなど、総額2億7,027万301円を支出しました。

241ページ、工事請負費で、のびのび児童クラブ1組施設新築工事などに5,391万7,910円を支出。

242ページ、4目、情報化推進費では、児童生徒用学習系情報システムにおいて、学習支援ソフトを含む機器物品等借上料2,549万2,320円などを支出しました。

2項、小学校費では、総額1億1,138万8,370円を支出しました。

246ページ、2目、教育振興費では、賃金で学習支援員等の雇用賃金1,601万7,240円を支出。

249ページ、扶助費で要保護・準要保護就学援助費や特別支援教育就学奨励費として、合計710万2,515円を支出しました。

3項、中学校費では、1億228万4,641円を支出しました。

252ページからの2目、教育振興費では、外国語指導助手報酬703万8,959円、学習支援員等の雇用賃金717万7,965円を支出、生徒の学力向上に向け取り組みました。

255ページ、扶助費では、要保護・準要保護就学援助費や特別支援教育就学奨励費として合計676万8,877円を支出しました。

4項、幼稚園費では、幼稚園運営に係る経費として、総額5,648万5,803円を支

出しました。

260ページからの5項、社会教育費では、4,997万8,406円を支出しました。

1目、社会教育総務費では、263ページ、負担金補助及び交付金で社会教育の充実・推進を図るため、女性の会や人権啓発推進協議会など7団体に対し、合計264万8,000円を交付しました。2目、公民館費では、公民館活動や施設の維持管理経費などに総額3,557万7,265円を支出しました。

264ページ、3目、文化財保護費は、総額502万5,911円。267ページ、負担金補助及び交付金で、6団体に対し社寺等文化資料保全補助金140万5,000円を交付しました。

6項、保健体育費では、1億2,793万1,444円を支出しました。1目、保健体育総務費では、269ページ、工事請負費において、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機としたホストタウン構想の推進やスポーツ観光の聖地づくりとして、グリーンランドみずほホッケー場の夜間照明設備等の改修を行い9,975万4,800円を支出。負担金補助及び交付金で、競技スポーツや生涯スポーツの普及・振興のため、スポーツ協会に対し400万円を交付しました。

270ページからの7項、学校給食費では、人件費、賄材料費を主なものとして、全体で1億3,731万7,135円を支出しました。

272ページからの11款、災害復旧費は、5億3,565万5,671円で、前年度に比べ1億6,913万2,680円、46.1%の大幅な増となりました。平成30年7月豪雨により被災した箇所への復旧が主なもので、農地農業用施設15か所、林道施設25か所、公共土木施設85か所の復旧が全て完了しております。

276ページ、12款、公債費は、19億8,675万8,287円で、前年度に比べ5億5,706万4,045円、39.0%の大幅な増となりました。

なお、5億181万3,535円の一部繰上償還を行っております。

以上で、一般会計の説明を終わります。

次に、認定第2号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算です。

278ページをお願いします。

歳入総額18億2,677万9,781円で、前年度に比べ5.7%の減。歳出総額18億2,471万2,131円で、前年度に比べ4.7%の減。歳入歳出差引額、実質収支額ともに206万7,650円となりました。

285ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入からでございます。

1 款、国民健康保険税は、3 億 3 1 0 万 7 8 1 円で前年度に比べ 2. 2 % の減となりました。徴収率は、現年度分で 9 7. 2 %、過年度分で 2 5. 6 % となりました。

なお、地方税法の規定に基づき、3 3 人分、5 9 7 万 1, 5 6 7 円を不納欠損として処理しました。

2 8 7 ページ下段の 3 款、府支出金は、1 3 億 5, 7 2 7 万 9, 0 0 0 円で前年度に比べ 0. 1 % の減。

2 8 9 ページ下段の 5 款、繰入金は、一般会計からの繰入金 1 億 3, 8 8 0 万 6, 9 1 0 円で、前年度に比べ 1 3. 6 % の減となりました。

次に、歳出についてです。

2 9 9 ページ下段からの 2 款、保険給付費は、1 3 億 8 6 2 万 9, 8 7 4 円で前年度に比べ 1. 4 % の増となりました。療養給付費における一般被保険者数の年間平均は 3, 6 7 6 人、1 人当たりの医療費は 4 1 万 9, 9 2 6 円で前年度に比べ 2 万 7 0 7 円の増。退職被保険者数の年間平均は 4 人、1 人当たりの医療費は 1 1 万 2, 0 0 0 円で前年度に比べ 1 0 万 6, 6 9 6 円の減となりました。

3 0 3 ページ下段からの 3 款、国民健康保険事業費納付金は、4 億 4, 9 9 1 万 2, 3 5 7 円で前年度に比べ 4 % の増。そのうち 1 項、医療給付費分は、3 億 1, 9 6 0 万 7, 3 6 0 円。3 0 5 ページの 2 項、後期高齢者支援金等分は、9, 2 0 1 万 5, 0 1 1 円。3 項、介護納付金分は、3, 8 2 8 万 9, 9 8 6 円でした。

5 款、保健事業費は、3, 0 9 3 万 9, 1 5 6 円で前年度に比べ 1. 1 % の増となりました。

3 0 8 ページ、負担金補助及び交付金の人間ドック助成金 6 5 3 万 8, 4 8 6 円や疾病予防や特定健診などに係る一般会計繰出金 1, 7 5 3 万 9 0 3 円などが主なものでございます。

3 0 9 ページ、8 款、諸支出金は、1, 7 4 3 万 2, 0 0 0 円で前年度に比べ 6 3. 8 % の大幅な減となりました。その要因としまして、都道府県化により精算返還金が発生しなくなったためによるものでございます。

3 1 1 ページ、3 項、繰出金では、京丹波町病院事業会計への繰出金 1, 6 6 6 万円を支出。内訳は、和知診療所のへき地診療所運営費分に 8 6 1 万 6, 0 0 0 円。和知歯科診療所のへき地診療所運営費分に 8 0 4 万 4, 0 0 0 円となっております。

以上、国民健康保険事業特別会計の説明といたします。

次に、認定第 3 号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算です。

313ページをお願いします。

歳入総額2億3,166万4,441円で、前年度に比べ1.0%の増。歳出総額2億2,906万4,972円で、前年度に比べ1.1%の増。歳入歳出差引額、実質収支額ともに259万9,469円となりました。

318ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入についてです。

1款、保険料は、特別徴収、普通徴収合わせて1億5,695万9,992円、前年度に比べ4.6%の増となりました。過誤納付の保険料を除いた現年度分の徴収率は99.7%となりました。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第160条の規定に基づき、7人分、10万5,375円を不納欠損として処理しました。

3款、繰入金は、一般会計繰入金6,941万4,831円で、事務費繰入金193万8,947円、保険基盤安定繰入金6,710万984円のほか、321ページ、保健事業費繰入金では、人間ドック分として37万4,900円を繰り入れました。

次に、324ページからの歳出です。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金では、令和元年度分の保険料負担金として1億5,716万7,041円、保険基盤安定負担金として6,710万984円を支出しました。

3款、保健事業費では、人間ドック助成66件で218万858円を支出しました。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明といたします。

次に、認定第4号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算についてです。

328ページをお願いします。

歳入総額21億5,446万9,845円で、前年度に比べ1.1%の減。歳出総額21億3,434万899円で、前年度に比べ微増。歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,012万8,946円となりました。

介護保険の状況は、令和2年3月末で第1号被保険者5,880人、総人口に占める割合は42.6%でした。

また、要介護認定者数は、第1号・第2号被保険者を合わせて1,051人で、居宅介護サービス受給者は576人で、認定者の54.8%、地域密着型サービス受給者は158人で、認定者の15.0%、施設介護サービス受給者は266人で、認定者の25.3%となりました。

335 ページ、事項別明細書を申し上げます。

歳入についてです。

1 款、保険料は3億9,904万5,100円の収入。前年度に比べ2.7%の減となりました。過誤納付保険料を除いた現年度分の実質徴収率は99.6%となりました。

また、介護保険法第200条の規定に基づき62人分、249万2,600円を不納欠損として処理しました。

3 款、国庫支出金は5億5,256万81円、4 款、支払基金交付金は5億5,104万551円、5 款、府支出金は3億1,113万9,400円とそれぞれ交付がありました。

339 ページ、7 款、繰入金は2億9,597万4,463円で、一般会計から介護給付費や地域支援事業の負担分、低所得者に対する保険料軽減措置分などを繰り入れました。

次に、歳出についてです。

347 ページ下段の2 款、保険給付費は、20億1,383万2,188円。1 項、介護サービス等諸費では、1 目、居宅介護サービス給付費が前年度に比べ約617万円減の6億2,109万2,740円。2 目、地域密着型介護サービス給付費は、前年度に比べ約1,540万円増の2億6,865万1,921円。3 目、施設介護サービス給付費は、前年度に比べ約1,277万円増の8億4,319万3,399円など、居宅介護サービス給付費を除いて前年度を上回る支出となりました。

2 項、介護予防サービス等諸費は、前年度に比べ約222万円減の2,172万8,064円。351 ページの5 項、特定入所者介護サービス等費は、前年度に比べ約224万円減の1億883万3,625円の支出となりました。

353 ページからの3 款、地域支援事業費では、一般介護予防事業費において、地域住民グループ支援事業委託料175万8,957円。介護予防・生活支援サービス事業費のミニデイサービス事業委託料699万4,538円。現行相当サービス委託料1,404万5,781円。358 ページ、包括的支援事業費の生活支援コーディネーター設置事業委託料1,885万8,274円など、地域支援事業に総額6,252万4,765円を支出し介護予防に努めました。

下段の4 款、基金積立金では、介護保険給付費準備基金に1,862万1,000円を積み立てました。

以上、介護保険事業特別会計事業勘定の説明といたします。

次に、令和元年度介護保険事業特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算についてです。

361 ページをお願いします。

歳入総額 7 2 5 万 8, 8 1 9 円で前年度に比べ 6. 9 % の減。歳出総額 4 1 8 万 2, 5 5 7 円で前年度に比べ 1 3. 7 % の減。歳入歳出差引額、実質収支額ともに 3 0 7 万 6, 2 6 2 円となりました。

3 6 6 ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入についてです。

1 款、サービス収入では、居宅支援サービス計画費収入として、委託、直営合わせまして 9 6 7 件、4 3 1 万 5, 0 2 0 円でした。

3 6 8 ページの歳出は、2 款、事業費で、介護予防サービス計画作成委託料として、町内 7、町外 2 の事業所に 2 1 5 万 4, 7 5 0 円を支出しました。

以上、介護保険事業特別会計サービス事業勘定の説明といたします。

次に、令和元年度介護保険事業特別会計老人保健施設サービス勘定の歳入歳出決算についてです。

3 7 0 ページをお願いします。

歳入総額 1 億 4, 4 7 3 万 7, 4 6 7 円で前年度に比べ 2. 2 % の減。歳出総額 1 億 4, 3 5 3 万 4 3 3 円で前年度に比べ 1. 7 % の減。歳入歳出差引額、実質収支額ともに 1 2 0 万 7, 0 3 4 円となりました。利用状況は、入所の利用者数が延べ 4, 2 3 1 人で、前年度に比べ 3 2 4 人の増。1 日当たりの事業収入は 1 1 万 8, 3 3 0 円。前年度に比べ 4, 8 3 1 円の増となりました。

3 7 5 ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入についてです。

1 款、サービス収入は、居宅介護サービス費 1, 4 3 5 万 8, 6 9 8 円、施設介護サービス費 4, 3 3 0 万 8, 7 1 2 円などを合わせ、7, 2 8 7 万 1, 2 7 9 円の収入となりました。

最下段からの 3 款、繰入金は、前年度に比べ 3 9 0 万円少ない 6, 8 3 0 万円を一般会計から繰り入れました。

次に、3 7 9 ページからの歳出についてです。

1 款、総務費では、医師、看護師、介護支援専門員等の人件費及び施設運営経費として 1 億 2, 4 8 9 万 8, 4 9 2 円を支出しました。

3 8 1 ページからの 2 款、介護サービス事業費では、医薬材料費、給食業務委託料、機器物品等借上料など 1, 8 6 3 万 1, 9 4 1 円を支出しました。

以上、介護保険事業特別会計老人保健施設サービス勘定の説明といたします。

次に、認定第5号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算です。

385ページをお願いします。

歳入総額9億881万3,550円で、前年度に比べ0.9%の減。歳出総額9億836万698円で、前年度に比べ0.7%の減。歳入歳出差引額、実質収支額ともに45万2,852円となりました。京丹波町の下水道の状況は、下水道接続率93.4%、浄化槽整備率76.0%となっています。

390ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入についてです。

1款、分担金及び負担金では、新規加入分担金として、農業集落排水事業5件、特定環境保全公共下水道事業7件、合計1,369万円を収入しました。

2款、使用料及び手数料、1項、使用料は、5つの事業を合わせて2億5,509万5,304円、前年度に比べ126万9,906円、0.5%の減となりました。現年度分の徴収率は前年同様98.2%となったところでございます。

392ページ下段からの、3款、府支出金では、農業集落排水施設の機能強化に要する府補助金として690万円の交付がありました。

394ページ、5款、繰入金では、一般会計からそれぞれの事業に総額4億7,632万円を繰り入れました。

396ページ、8款、町債は1億5,360万円でした。

次に、398ページからの歳出についてです。

2款、下水道費は、3億3,206万1,015円を支出。主なものとして、1項、農業集落排水費では、1目、施設整備費、委託料で蒲生処理場の機能強化工事実施設計業務に500万400円。401ページ上段の工事請負費で958万1,000円を支出しました。

2目、施設管理費では、中ほどの委託料で、汚泥引抜業務など施設の維持管理に必要な業務を船井郡衛生管理組合などに委託し、合計5,518万8,681円を支出しました。

402ページからの2項、公共下水道費、2目、施設管理費では、405ページ、委託料で、汚泥脱水業務などを船井郡衛生管理組合などに委託し、合計6,097万3,970円を支出しました。

3項、浄化槽市町村整備推進施設費の委託料では、清掃委託料や保守点検委託料として船井郡衛生管理組合などに合計1億65万4,549円を支出しました。

406ページ、3款、公債費では、元金利子合わせまして5億5,733万9,631円を償還しました。

以上、下水道事業特別会計の説明といたします。

次に、認定第6号 令和元年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算です。

408ページをお願いします。

歳入総額、歳出総額いずれも5万1,555円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともにゼロ円となりました。

413ページ、事項別明細書、歳入では、1款、財産収入で、土地開発基金利子5万1,555円を収入し、416ページ、歳出で、土地開発基金に5万1,555円を繰り出しました。

以上、土地取得特別会計の説明といたします。

次に、認定第7号 令和元年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算です。

417ページをお願いします。

歳入総額285万4,695円で、前年度に比べ33.7%の減。歳出総額280万2,000円で、前年度に比べ34.9%の減。歳入歳出差引額、実質収支額ともに5万2,695円となりました。

422ページ、事項別明細書、歳入では、3款、繰入金で、一般会計と基金からそれぞれ142万5,000円を繰り入れました。

424ページ、歳出では、2款、育英費で、高校生から大学生まで32名に対し273万円を給付しました。

以上、育英資金給付事業特別会計の説明といたします。

次に、認定第8号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算です。

426ページをお願いします。

歳入総額1億2,268万9,034円で、前年度に比べ2.5%の減。歳出総額1億2,227万927円で、前年度に比べ2.4%の減。歳入歳出差引額、実質収支額ともに41万8,107円となりました。

431ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入、1款、事業収入は2,085万3,960円で、運賃収入が694万3,180円。小中学生のスクールバスとしての受託収入が1,391万780円でした。

3款、繰入金では、一般会計から8,930万円を繰り入れました。

最下段からの町債では、434ページ、バス購入に充当する過疎対策事業債は1,140万円でした。

次に、435ページからの歳出についてです。

1 款、事業費では、バス運転手等の賃金、バスの燃料費や車検等の修繕料など路線バス車両 18 台、自家用バス 1 台の運行に係る経費として 1 億 1, 436 万 4, 467 円を支出しました。

437 ページ、2 款、公債費では、元金利子合わせて 790 万 6, 460 円を償還しました。

以上、町営バス運行事業特別会計の説明といたします。

続きまして、財産に関する調書について主なものを説明いたします。

まず、439 ページからの公有財産です。

441 ページ、行政財産の(1)土地及び建物の土地ですが、公共用財産の公営住宅の 366 平方メートルの減少は、篠原石仏団地及び本庄馬森団地の用途廃止によるもの。その他の施設の 4, 164 平方メートルの減少は、上豊田保育所下山分園の用途廃止によるものです。

次に、建物についてです。本庁舎の木造 78 平方メートルの増加は、新庁舎整備による倉庫 1 棟の新築によるもの。非木造 227 平方メートルは、倉庫 2 棟の新築によるものです。

公共用財産、公営住宅の木造 379 平方メートルの減少は、篠原石仏団地 2 棟、本庄馬森団地 1 棟、本庄木下団地 2 棟の用途廃止によるものでございます。

その他の施設の木造 145 平方メートルの増加は、丹波地区の学童施設新築によるもの。非木造 780 平方メートルの減少は、上豊田保育所下山分園の用途廃止によるものです。

次に、443 ページ、普通財産の(1)土地及び建物についてです。

公共用財産、その他の施設の 4, 530 平方メートルの増加は、先ほど行政財産の説明で用途廃止としました住宅や保育所用地の普通財産への移動によるものです。

建物の木造 196 平方メートルの減少は、除却による篠原石仏団地等と普通財産へ移動した本庄馬森団地、本庄木下団地の差引合計によるもの。非木造 780 平方メートルは、下山分園の行政財産からの移動によるものです。

次に、(2)山林のうち面積の増減はなく、立木の推定蓄積高は、所有、分収合わせまして 6, 414 立方メートルの減少となったところでございます。

445 ページ、(7)出資による権利では、町内農業公社 2 社の合併による一般財団法人への移行により、令和元年度末現在高は 2, 168 万 3, 744 円減少となりました。

446 ページ、2、物品についてです。令和元年度中の増減につきまして、車両・船舶類につきましては、消防車両 3 台、バス 1 台、公用車 1 台を処分し、消防車両 1 台、バス 1 台、公用車 2 台を購入しており、差引きで 1 台の減少となりました。計測機器類は、山林用コン

パス測量システムやスポーツタイマー1基が増加。電気・通信器具類につきましては、ケーブルテレビ関係の高速データ通信機器や文字放送システム関連器具を情報センターに設置し増加したものでございます。

447ページ、4、基金についてです。

一般会計の基金は、財政調整基金に3,081万9,000円を積み立て、令和元年度末現在高は15億959万8,582円となりました。振興基金は8,000万円を取り崩し、3,306万4,000円を積み立て、令和元年度末現在高は15億6,856万2,000円となりました。減債基金は3億2,527万6,000円を取り崩して、長期償還元金の繰上償還に充当しました。ふるさと応援寄附金基金では、1,332万6,000円を取り崩して、寄附いただいた方の意向に沿った各事業に充当しております。また、令和元年度に寄附いただいた分に利子分を合わせ2,161万4,000円を積み立てました。森林環境譲与税基金につきましては、新たに960万4,741円を積み立てました。

一般会計全体では3億2,303万3,259円の減少。特別会計では全体で1,749万6,987円の増加。全ての会計を合わせた令和元年度末現在高は、42億5,883万2,136円となりました。

以上、財産に関する調書の説明といたします。

続きまして、6つの財産区特別会計の説明をさせていただきます。

なお、各財産区の財産に関する調書は説明を省略させていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

まず、認定第9号 令和元年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算です。

449ページをお願いします。

歳入総額103万7,277円、歳出総額91万6,700円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに12万577円となりました。

454ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入、1款、財産収入は、須知地区の駐車場貸付料や携帯電話通信施設敷地料など合計44万3,279円の収入がありました。2款、寄附金では、須知地区で区域内の各区から管理運営寄附金37万8,500円を収入。3款、繰入金では、竹野地区で10万9,000円を基金から繰り入れました。

458ページ、歳出につきまして、1款、総務費、1項、須知地区、1目、一般管理費で、財産区管理会委員報酬7万9,500円。敬老祝賀式補助金や区長会運営補助金などに31万7,650円。財政管理調整基金積立金22万5,000円などを支出。2項、竹野地区

では、1目、一般管理費で、財産区管理会委員報酬3万7,500円などを支出しました。

以上、須知財産区特別会計の説明といたします。

次に、認定第10号 令和元年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算です。

464ページをお願いします。

歳入総額28万1,012円、歳出総額25万3,580円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに2万7,432円となりました。

469ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入では、2款、寄附金で21万9,300円。財産区区域内の各区から寄附を受けたものでございます。

471ページ、歳出につきまして、1款、総務費、1目、一般管理費では、財産区管理会委員報酬5万4,000円。財政管理調整基金積立金14万6,000円などを支出しました。

以上、高原財産区特別会計の説明といたします。

次に、認定第11号 令和元年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算です。

475ページをお願いいたします。

歳入総額1,515万8,226円、歳出総額1,432万8,131円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに83万95円となりました。

480ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入では、1款、財産収入が主で、ゴルフ場用地をはじめとする土地貸付料など財産収入は1,360万6,163円でした。

484ページ、歳出につきまして、1款、総務費、1目、一般管理費では、財産区管理会委員報酬82万2,000円をはじめ、財産区運営のための一般経費を支出しました。

2目、財産管理費では、487ページ、直営林保育作業委託料299万9,700円など、3目、諸費では、山林高度利用補助金など財産区住民関係団体等への補助金合わせまして783万1,000円。公民館事業への繰出金70万円などを支出しました。

以上、桧山財産区特別会計の説明といたします。

次に、認定第12号 令和元年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算についてです。

491ページをお願いします。

歳入総額670万5,073円、歳出総額608万6,319円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに61万8,754円となりました。

496ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入では、1款、財産収入が主で、携帯電話通信施設や区への土地貸付収入など財産収入は564万3,540円となりました。

500ページ、歳出についてです。

1款、総務費、1目、一般管理費では、財産区管理会委員報酬36万3,000円をはじめ、財産区運営のための一般経費を支出しました。

2目、財産管理費では、区への土地貸付補償費320万1,864円など、3目、諸費では、梅田地域振興会などへの補助金合わせまして137万2,000円と、公民館事業への繰出金30万円などを支出しました。

以上、梅田財産区特別会計の説明といたします。

次に、認定第13号 令和元年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算についてです。

506ページをお願いします。

歳入総額276万1,661円、歳出総額212万6,548円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに63万5,113円となりました。

511ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入、1款、財産収入では、集落への土地貸付収入47万3,000円とマツタケ等採取権収入11万1,600円が主な収入となっております。

2款、繰入金では、財政調整基金から141万8,000円を繰り入れました。

515ページ、歳出につきましては、1款、総務費、1目、一般管理費では、財産区管理会委員報酬54万9,000円をはじめ、財産区運営のための一般経費を支出しました。

517ページ、3目、諸費では、財産区住民関係団体への補助金合わせて40万円と、公民館事業への繰出金30万円を支出しました。

以上、三ノ宮財産区特別会計の説明といたします。

次に、認定第14号 令和元年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算です。

521ページをお願いします。

歳入総額365万4,277円、歳出総額292万6,688円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに72万7,589円となりました。

526ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入では、1款、財産収入が主で、区及び法人への土地貸付料など258万3,930円でした。

次に、530ページ、歳出につきましては、1款、総務費、1目、一般管理費では、財産

区管理会委員報酬52万2,000円をはじめ、財産区運営のための一般経費を支出しました。

2目、財産管理費では、直営林保育作業委託料や作業委託料に84万5,100円を支出。

3目、諸費では、負担金補助及び交付金で、貸付林等高度利用補助金など、合わせて30万7,750円。公民館事業への繰出金30万円などを支出しました。

以上、質美財産区特別会計の説明といたします。

最後に、認定第15号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計決算について説明いたします。

病院事業会計につきましては、別冊子の病院事業会計決算書をご覧いただきたいというふうに思っております。

まず、9ページの損益計算書をご覧いただきたいと思います。

1の医業収益では、入院収益は2億5,940万3,903円。外来収益は2億8,915万2,979円。その他医業収益は、個室使用料、健診や予防接種などの公衆衛生活動収益、救急告示病院に対する一般会計負担金、その他文書料など合わせまして8,867万5,888円で、合計6億3,723万2,770円となりました。

2の医業費用では、主なものは給与費6億4,944万5,205円。薬品や診療材料などの材料費6,480万6,837円。事務費や光熱水費、各種業務委託料などの経費1億5,701万1,557円。減価償却費8,295万5,861円など合計9億5,580万9,118円となりました。

よって、医業収支は、3億1,857万6,348円の損失となりました。

3の医業外収益での主なものは、補助金2,133万3,000円。内訳は、在宅療養あんしん病院補助金など京丹波町病院に467万3,000円。国保の特別調整交付金（へき地直営診療所運営費）として、和知診療所に861万6,000円と和知歯科診療所に804万4,000円です。負担金及び交付金は2億4,908万1,884円で、主なものは企業債償還利息と運営補助に係る一般会計繰入金で2億3,663万9,884円。和知老人保健施設から和知診療所への医師給与負担金1,083万8,000円です。長期前受金戻入は、固定資産取得時に交付を受けた補助金等であり、償却年数に合わせて収益化したもので、本年度につきましては1,429万3,906円を収益化したものでございます。これら医業外収益の合計は、2億8,939万4,725円となりました。

4の医業外費用では、企業債支払利息750万8,884円。長期前払消費税償却2,424万3,090円を主なものとして、合計で3,339万9,844円となりました。先

ほどの医業損出にこれら医業外収支を加減した結果、6,258万1,467円の経常損益となりました。

よって、本年度は、当年度純損益も6,258万1,467円となりましたので、前年度繰越欠損金2億9,486万5,727円を加えた令和元年度未処理欠損金は、3億5,744万7,194円となりました。

次に、37ページからの資本的収入及び支出についてでございます。収入の他会計出資金は、企業債元金償還に係る一般会計繰入金であり、京丹波町病院に3,061万2,000円、和知診療所に128万8,000円を繰り入れました。補助金では、京丹波町病院に北部地域等在宅医療確保対策事業費補助金15万6,000円、和知歯科診療所に在宅医療推進基盤整備事業費補助金32万9,000円の交付を受け、資本的収入の合計は3,238万5,000円となりました。

支出では、企業債元金償還金として、京丹波町病院5,326万6,428円、和知診療所257万6,286円を支出しました。

建設改良費では、京丹波町病院でエレベーターや空調機器などの設備更新に353万4,788円。和知歯科診療所で訪問歯科診療用ユニットの購入に65万8,900円を支出し、資本的支出の合計は6,003万6,402円となりました。

なお、収支不足分2,765万1,402円は過年度分損益勘定留保資金にて補填いたしました。

以上、国保京丹波町病院事業会計の説明といたします。

これをもちまして、認定第1号から認定第15号までの説明を終わります。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 認定第16号 令和元年度京丹波町水道事業会計決算の認定につきまして、別冊子の水道事業会計決算書により説明をさせていただきます。

最初に、12ページをお願いいたします。

事業報告書の概況からです。

本町の水道事業は、人口減少による給水収益の減少や施設の経年化により高まる更新需要に対応していくため、事業の効率化を目的に平成29年度から全町1水道事業として統合し、地方公営企業法の全部適用事業に移行しております。

本年度の収益的事业では、支出において昨年同様に減価償却費が6億6,321万6,548円と巨額でしたが、収支につきましては黒字となったところです。

また、資本的事業では、建設改良費や5億円規模で推移する企業債元金償還金に対し予算編成上、当年度事業分の企業債と府補助金、分担金及び出資金による収入しか直接に対応する財源がないため、支出が収入を大きく上回る赤字決算となっております。

業務の状況につきましては、区域内人口及び給水人口はともに1万3,789人で、給水件数は6,756件となり、当初予定と比較して64件の減となりました。年間配水量は274万2,804立方メートルで、年間有収水量は198万6,650立方メートルとなり、今期の有収率につきましては72.43%と対前年比1.97ポイントの減少となりました。

今後も、安定した給水を実現するため、漏水箇所の早期発見に努め、計画的な管路の改修を行うとともに、配水設備の更新や修繕、管理に努めてまいります。

次に、5ページに戻っていただき、損益計算書をお願いいたします。いずれも税抜きの額となっております。

1、営業収益の給水収益は、前年度比73万9,802円増収の4億8,557万7,718円となり、その他営業収益の開閉栓手数料及び指定工事業者申請手数料75万8,000円と合わせ、4億8,632万8,518円となりました。

2の営業費用では、原水及び浄水費は、施設の維持管理委託料8,264万1,799円や維持補修工事費4,795万円を主なものとして、1億4,392万5,624円となり、配水及び給水費は、漏水調査並びに検針業務の委託料に1,079万9,205円。漏水修繕工事3,674万6,870円など5,791万496円となりました。受託工事費は消火栓修繕工事を実施し76万7,000円としています。総係費は、職員給料3,348万7,200円や施設の光熱水費6,425万1,133円を主なものとし、1億8,562万4,442円となり、減価償却費6億6,321万6,548円を合わせ、営業費用の合計は10億5,144万4,110円となりました。単年度の営業収支はマイナス5億6,511万5,592円の営業損失となったところでございます。

3の営業外収益は、受取利息として10万3,783円を他会計補助金として、一般会計より繰出基準に基づく基準内繰入金4億5,470万円を繰り入れ、長期前受金戻入では、固定資産取得時に交付を受けた補助金や分担金について、資産の耐用年数に合わせて分割し収益化した今年度収益分として2億6,008万7,340円を計上し、雑収益の臨時給水料金9万4,178円を合わせ、合計で7億1,498万5,301円となりました。

4の営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費として、企業債利息1億2,688万5,858円と電話賃借料支払利息2万1,544円を合わせて、1億2,690万7,402円に雑支出として、漏水等による減額還付金など226万8,973円を合わせて、合計で

1億2,917万6,375円となりました。営業外収支差引きでは、5億8,580万8,926円の黒字となりましたので、営業損失にこれを加算し、2,069万3,334円の経常利益となりました。

5の特別損失はありませんので、当年度純利益は2,069万3,334円となり、前年度未処分利益剰余金4,180万4,544円を加えた額、6,249万7,878円を当年度未処分利益剰余金として計上いたしました。

収益費用の明細については、23ページから28ページにかけて記載をしておりますので、ご確認願えたらと存じます。

次に、資本的収入及び支出について説明をさせていただきます。

29ページをお願いいたします。

資本的収入の1項、企業債につきましては、建設改良費の財源として、補助金を除いた額の4分の3相当額、1億2,530万円の借入れを行いました。

2項、分担金は、18件の新規加入があり1,060万8,000円となりました。

3項、他会計負担金として、町一般会計から1億2,000万円を繰り入れております。

4項、補助金につきましては、京都府から平成29年度までの統合簡易水道事業に係るふるさとの水確保対策事業費補助金として1,202万4,800円。生活基盤施設耐震化補助金として2,125万5,000円を合わせて、3,327万9,800円の補助を受けております。

5項、基金取崩収入では、水道事業基金のうち地方債元金償還金としての使途が特定をされている1,433万6,425円を取り崩しております。

5項、出資金につきましては、建設改良費の財源として、補助金を除いた額の4分の1の相当額1,370万円を町一般会計から受けており、資本的収入の総額は3億3,338万2,185円となりました。

31ページ、資本的支出では、1項、建設改良費、1目、施設整備費として、現地測量業務、配水管測量設計業務などの委託料に1,005万3,640円。配水管布設工事等工事請負費に1億6,438万1,060円。

2目、施設改良費は、水道管移設工事等工事請負費2,651万5,940円を支出しております。

2項、企業債償還金としては、5億5,231万569円の元金償還を行っており、令和元年度末の未償還残高の合計額は77億755万6,952円となります。

3項、基金繰入支出としては、京都府からのふるさとの水確保対策事業費補助金相当額1,

212万6,000円を後年度の企業債償還に充当するため、水道事業基金に積み立てたものでございます。資本的支出の総額は7億6,538万7,209円となり、資本的収支の不足分4億3,200万5,024円は消費税資本的収支調整額190万443円、過年度分損益勘定留保資金1億7,352万5,265円及び当年度分損益勘定留保資金2億5,657万9,316円をもって補填いたしました。

次に、8ページ、9ページの貸借対照表をお願いいたします。

8ページ、令和元年度末における保有資産状況から固定資産の内訳は、有形固定資産として、土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品で116億7,284万6,965円。無形固定資産として、畑川ダム建設負担金による施設利用権10億892万3,083円。投資その他の資産として、水道事業基金3億9,757万3,773円で、固定資産の合計額は130億7,934万3,821円となりました。流動資産としては、現金預金期末残高2億1,739万3,193円。未収金1億9,003万3,377円に対し、貸倒引当金1億114万円を引き当てましたので、流動資産の合計額は3億628万6,570円となりました。固定資産と流動資産を合わせた資産の合計額は、133億8,563万391円となりました。

次に、9ページの令和元年度の債務及び資本の状況につきまして、負債の部、固定資産の額は企業債残高71億4,113万6,972円となり、流動負債の額は企業債5億6,641万9,980円。未払金1億3,484万2,571円。賞与等引当金539万6,000円。その他流動負債として、公金取扱いに関する差入担保金10万円。合わせまして7億675万8,551円となりました。繰延収益は、建設事業による国・府補助金及び分担金の長期前受金57億5,507万9,113円。そのうち、累計8億9,550万308円を収益化しましたので、繰延収益合計は48億5,957万8,805円となり、負債合計額は127億747万4,328円となりました。

資本の部、資本金は、自己資本金5億6,045万8,185円と繰入資本金5,520万円を合わせまして、6億1,565万8,185円となり、剰余金としましては、当年度未処分利益剰余金が6,249万7,878円となりましたので、資本合計は6億7,815万6,063円となり、負債資本合計額は資産の合計額と同額の133億8,563万391円となりました。

以上、認定第16号の説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） これで補足説明を終わります。

これより、暫時休憩に入ります。再開は14時40分とします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時38分

○議長（梅原好範君） 若干の時間を残しておりますけれども、皆さんおそろいなので、これより休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時39分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

認定第1号 令和元年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第16号 令和元年度京丹波町水道事業会計決算の認定についての審査については、14名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第16号は、14名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時41分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第3項の規定により、お手元に配付の決算特別委員会選任名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付の決算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することにいたしました。

決算特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いします。

暫時休憩とします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時43分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会において、正副委員長が決定しましたのでご報告いたします。

委員長に岩田恵一君、副委員長に谷口勝巳君。

以上のとおりであります。

《日程第36、報告第3号 健全化判断比率について～日程第42、報告第9号 グリーンランドみずほ株式会社に関する経営状況について》

○議長（梅原好範君） 日程第36、報告第3号 健全化判断比率についてから日程第42、報告第9号 グリーンランドみずほ株式会社に関する経営状況についてまでを一括議題いたします。

町長の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） それでは、報告第3号から順次説明いたします。

報告第3号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率として、次の4指標について報告するものであります。

まず、一般会計等を対象とし赤字の程度を指標化した実質赤字比率は、収支赤字がないため該当せず、また、財産区を除く全ての会計を対象とし、全体としての赤字の程度を指標化する連結実質赤字比率につきましても、収支赤字がなく該当はありません。

次の借入金の返済額等を指標化して、資金繰りの危険度を示す実質公債費比率につきましては、前年度から1.0ポイント増加し17.8%となっております。

なお、同比率に係る早期健全化基準は25%であります。

また、借入金や将来にわたる負担の現時点での残高を指標化し、将来の財政負担の圧迫度を示す将来負担比率につきましては、120.2%でありました。これは、平成30年度決算の141.4%に比べ、21.2ポイント減少しております。

なお、同比率に係る早期健全化基準は350%となっております。

以上、監査委員の意見書を添えて報告いたします。

次に、報告第4号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率を報告するものであります。

本町では、国保京丹波町病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業特別会計が対象となりますが、いずれも該当しませんでした。

なお、同比率の経営健全化基準は20%となっております。

以上、監査委員の意見書を添えて報告いたします。

次に、報告第5号 株式会社丹波情報センターの経営状況につきましては、総収益は3,355万760円。運営管理に要する諸費用の合計は3,345万1,886円で、収支差額は9万8,874年の黒字決算となっております。

主な事業としましては、京丹波町ケーブルテレビの施設管理業務を受託し、新規引込工事や移設工事などの工事業務のほか、故障対応業務、幹線・支線及び引込線などの点検業務、定時告知放送及びお悔やみ放送業務、サブセンター機器の管理、自主放送番組の制作補助、伝送路関係の申請手続補助などの業務を行っております。

収入の主なものは、町からのケーブルテレビ施設管理委託料の3,354万7,777円で、ケーブルテレビ施設の管理において重要な役割を担っております。

次に、報告第6号 公益財団法人京都府立丹波自然運動公園協会の経営状況につきましては、売上総収益は4億4,911万4,027円、運営管理に要する諸費用の合計は4億4,328万9,589円で、収支差額は582万4,438円の黒字決算となっております。

同協会は、京都府の指定管理を受け、丹波自然運動公園施設の管理運営全般を行っております。令和元年度は、園内駐車場の舗装工事及び体育館の窓枠改修と換気設備の設置、さらにはテニスコート5面の人工芝張替整備など施設環境の充実に取り組みました。

また、安心・安全な施設管理のほか、毎年多彩なイベントを開催するなど、利用者ニーズを的確につかみ、集客を図るとともに、京丹波・食の祭典や京都丹波ロードレースの主催団体の一員として、会場提供のほか運営に携わるなど町の活性化の一翼を担っているところであります。

令和元年度における公園の総入園者数につきましては、約59万人の皆様に利用をいただいたところであります。年間目標である60万人を下回る結果となったところでありますが、主な要因としては、8月及び10月の台風によるイベントの中止、さらには新型コロナウイルスの影響を受け、2月、3月においては、大会や合宿の中止やキャンセルが相次いだことなどが原因となります。

次に、報告第7号 一般財団法人京丹波農業公社につきましては、同公社は、町内の統一された地域農業の振興と経営の強化と効果効率化を主眼として取り組まれた京丹波ふるさと振

興公社と旧瑞穂農業公社の合併により設立された農業公社であります。

平成30年11月1日設立登記され、同年12月25日に旧丹波・瑞穂の両公社が対等に合併契約を締結し、昨年4月1日から統一された経営が開始されたところであります。

同公社の1年目の経営状況につきまして、経常収益は8,352万9,758円、経常費用は7,975万4,535円、経常外収益は3,226万3,313円、経常外費用は1,901万6,257円で、合わせて収支差額は1,573万5,879円の黒字決算となっております。

収入の主なものは、黒大豆、小豆、水稻飼料用稲、そば、堆肥散布などに係る作業等の受託事業収入で2,843万6,697円、加工品販売収入492万5,995円、水田活用直接支払交付金等など890万3,565円、町からの運営補助金2,931万円と堆肥による土づくり補助金の678万2,400円となっております。

同公社は、担い手の確保育成を図り、効率的かつ安定的な農業経営に向けた農地の利用集積の促進、農地管理や農作業の受委託などを推進するとともに、特産丹波黒大豆や瑞穂大納言小豆の生産量の維持拡大、そばや飼料用米、飼料用稲の直営栽培、さらにはそばの加工販売や農産物検査の実施など、地域農業の総合的な振興策を実践するとともに、あわせてさらなる経営強化に向けた取組を期待するものであります。

次に、報告第8号 一般財団法人和知ふるさと振興センター全体の経営状況につきましては、経常収益は3億3,665万6,768円、経常経費は3億3,949万6,469円で、収支差額は283万9,701円のマイナスとなり、税引後の収支差額は、292万2,018円の赤字決算となっております。

収入の主なものは、営業収入2億2,643万4,553円、農作業受託収入6,002万4,994円、農作業受託分運営補助金など715万2,743円、わち山野草の森をはじめ町施設の管理委託料4,128万7,716円であります。

また、農作業受託部の単独決算につきましては、水稻育苗、米乾燥調製施設ライスセンターを買い受け、新たに米乾燥事業に取り組み、経常収益として6,566万1,838円を計上しており、経常経費は6,662万6,567円であり、税引き後の収支差額は、96万4,730円の赤字決算となっております。

同センターは、特産品等の販売、都市住民との交流、観光レクリエーションを通じた農林水産業の振興など幅広い活動を目的に道の駅「和」、わち山野草の森等の運営管理、農作業受託事業等を行っております。

令和元年6月の理事会・評議員会において、理事長をはじめとする役員の変更が行われ、

新たな体制の下、理事会の中から和再生プロジェクトチームを構成し、店内レイアウト、照明の見直し、経営・接客の改善、レストラン・フードコートのメニュー検討、情報発信の産物加工等による集客などについて改革に取り組み、また、地域住民ボランティアによる清掃作業等の協力によって、令和2年3月1日リニューアルオープンしました。これを契機として、より一層の経営の健全化を図り、地域産業の活性化が促進されることを期待するものであります。

次に、報告第9号 グリーンランドみずほ株式会社の経営状況につきましては、営業外収益等を含む総収益は1億8,218万2,291円、法人税を含む経営管理に要する諸費用の合計は1億9,359万8,760円で、収支差額は1,141万6,469円の赤字決算となっております。

事業内容であります。施設全体の利用者は22万5,175人で、前年度比8.6%の増加、営業収入では1億8,038万1,871円で、前年度比4.6%の増収となっております。

令和元年度は、好天に恵まれ、夏場の合宿等順調に推移し、国道173号の交通量も回復し、道の駅の軽食部門や森林浴レストランは昨年を上回る結果となっております。そのような中で、新型コロナウイルス感染症の影響により、春休み期間中の合宿や宴会、仏事の予約がキャンセルとなり、営業収益に影響があったところです。

こうした状況から、グリーンランドみずほ株式会社では、新型コロナウイルス感染症予防に係るガイドラインを作成され、安心して施設をご利用いただく環境の整備を進めるとともに、経営改善をさらに取り組んでいただけるものと期待をしております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 以上で、報告を終わります。

本報告については、明後日の9月2日、午前9時から開催の全員協議会において、質疑等の機会を設けておりますので、ご了承ください。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、4日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

この後、議会広報常任委員会が開催されますので、委員の皆さんには、お疲れのところ大変ご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

本日は、大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時56分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 谷山眞智子

〃 署名議員 篠塚信太郎